訂正及び利用停止の状況の公表……………………………………………………………

口県規則第三十三号(山

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程…………

○公安委規程

開発行為に関する工事の完了 岩国港港湾計画の変更の概要

 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 口

(六件)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)

.....

(厚政課) ************************* (厚政課)一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 報

建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(建築指導課)

目

次

平成 28 年 11月29日 (火曜日)

建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村 岡

嗣 政

山口県規則第六十二号 建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (平成二十八年山口県規則第四十六号) 0)

る日の属する月の末日)」とあるのは「平成三十一年四月一日から翌年三月三十一日」 十二年三月三十一日までの間においては同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日 成二十九年四月一日から翌々年三月三十一日」とし、平成三十一年四月一日から平成三 年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)」とあるのは「平 同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日 翌々年」を「平成二十八年六月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては に改める。 (同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過す 附則第二項中「「毎年四月一日から翌年」とあるのは、「平成二十九年四月一日から (同日前に前回の報告の日から起算して一

成三十一年四月一日から同年」に改める を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)」とあるのは、 項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日(同日前に前回の報告の日から起算して一年 年」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの間においては、同 附則第三項中「「毎年四月一日から翌年三月三十一日」とあるのは、 「平成三十一 平

四

この規則は、 公布の日から施行する。



山口県告示第三百八十四号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の 届出があった。 規定により、 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

平成二十八年十一月一 干

称氏居 名又は名所を 護 の所る事業者 名居 宅 称介

護

山

口県知事

村 0

岡

嗣

政

会医

療法人新生

所事

在業

地所

種事

類業

廃止年月日

祉口市社会福 社会福祉法人 路山 四八九の一四八九の一

二山 七口

四市

三阿

護訪

十成二八、三〇

知

須

問

介

業所 お協議会あい 門介護事

"

11

"

"

六五七 ○秋

11

"

徳東 "

護 防

する協議を 所会ある。社会の 二山 七口 四市 三阿 知 須

六〃 五· 七 ○秋 徳東 "

称名又は名 産 予 防 路山 の所在事業 者 八口九市 の上の一竪小 所主

社協議会 社会福祉法人

業所 お協議会あい 山口市社会福

"

名介 称予 所事 在業 地所

種事 類業

0 廃止

年月日

介防介 護訪護 問予 一成二八、 九、

==

会医

療法人新生

"

"

ロス 株式会社アク

局ク

П

]

バ

]

薬

号目六番

:口県告示第三百八十五号

介護 生活保護法 計助の ための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 昭 和二十五年法律第百四十四号) 第 Ŧī. 十 -四条の一 第一 項の規定により、

平成二十八年十一月二十九日

Ш 口県知事 村 畄 嗣

政

称名又は名 余 護

名居 宅 称介 護 所事 在業

地所 種事類業

番布 番布

クリニックいしいケア・ 五町岩 号三国

テハ訪 ビ問 ーリリ

平

一成二八、

ション

局ク 口 バ 1 薬

七六四の四 島町大字土居 四 の四 居

ロス 株式会社アク

一号目六番二丁目六番

指養居

理療

九

"

山口県告示第三百八十六号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和) 二十五年法律第百四 [十四号) 第五十四条の二第 項の 規定により、

-成二十八年十一月二十九日

称氏名又は は名子 防

護

防

称予

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月

Ħ

0 村

I口県知·

事

岡

嗣

政

名介

クリニッいしいケ クア

五号 町三丁目五番 日五番

五号三丁目五 日本 五里 番布

シリリ防介 ョテハ訪護 ンービ問予

九

"

理療防介 指養居護 導管宅予

山口県告示第三百八十七号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第 項 の規定により、 次のとおり

道

課において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十八年十 月二十九日から 月間山口県土木建築部道路整備

0

指定年月日

Щ

県

報

路

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

三三六五の一

八号

道路の種類

名 Щ

道路の区域 線 口阿知須宇部線

市降矢参与されて、カニア出	山口市阿知須字さや六三六地先 -						
新	旧	旧 新 別					
最疾 一〇・六	最疾 一七·五○	(メートル)					
11.	11 • 1	(メートル) 長					
		備					
		考					

山口県告示第三百八十八号

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

区域の名称 石宗(2)地区

区域の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱

と八号を結んだ線に囲まれた区域

	I IX	,∠0-	十1	1月	29	Ц	火曜日
"	"	"	"	"	"	美	市
						袮	
						市	名
"	"	"	"	"	"	於	大
						福町	字
						下	名
"	"	"	"	"	"	<u>·</u> 石	字
						宗	名
===	<u>=</u>	<u>=</u>			 #i	===	地
三三六〇	三三六〇	五九	五二の一	五二の一	六 〇 六	三三六七	
		0	の 一	の 一	の七		
							番
七早	六号	五	四早	三是	二		
J	ク	ク	ク	ク	ク	b	標
							柱
							番
							笛
							号

山口県告示第三百八十九号

第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 十九年山口県告示第六百五十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律 平成

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

解除に係る区域の名称

野(一)(9)、 山 (一) (11) (4)、廿木一(5)、廿木一(6)、廿木一(7)、廿木一(8)、廿木一(9)、廿木一(10)、廿木 山(一2)、寺山(一3)、寺山(一4)、寺山(一5)、寺山(一6)、寺山(-7)、寺山(-8)、柱野(-竹安□(3)、竹安□(4)、竹安□(5)、竹安□(6)、 入野(二)(1)、入野(二)(2)、上田(二)(2)、上田(二)(3)、大山(二)(1)、大山(二)(2)、大山(二) (3) (7)、保木(二1)、保木(二2)、 木(-)(12)、土生(-)(1)、土生(-)(2)、土生(-)(3)、土生(-)(4)、土生(-)(5)、 (1)、柱野□(2)、柱野□(3)、柱野□(4)、柱野□(5)、柱野□(6)、柱野□(7)、柱野□(8)、 伊房(-)(1)、 近延一2、近延一3、近延一4、近延一5、近延一6、近延一7、寺山 叶木(-)(5)、叶木(-)(6)、角(-)(1)、 大山(-(4)、大山(-(5)、大山(-(6)、大山(-(7)、大山(-(8)、大山(-(9)、大山(-(0)、大山(-(1))(-(1))、大山(-(1))(-(1))、大山(-(1))(-六呂師(-17)、六呂師(-18) 入野(-4)、入野(-5)、 六呂師(山)、六呂師(山)、 行正(-)(1)、 大山(-)(12)、大山(-)(13)、大山(-)(14)、叶木(-)(1)、 柱野(-)25、柱野(-)26、柱野(-)27、廿木(-)1、廿木(-)2、 柱野(10)、柱野(11)、柱野 六呂師((5)、六呂師((6)、 伊房(-)(2)、 柱野(-)(18)、 行正(-)(2)、 伊房(-)(3)、 保木()(3)、 柱野(-)(19)、 入野(-)(6)、 行正(-)(3)、 六呂師(-)(13)、 角 (一) (2) 伊房(-)(4)、 柱野 (—) (12) 保木(-)(4)、 六呂師(-)(7)、 入野()(7)、 六呂師(二)、 (20) 柱野(-)(13)、 竹安(-7)、竹安(-8)、竹安(-9)、 角 (一) (3) 伊房(-)(5)、 六呂師(-)(14)、 柱野 保木()(5)、 入野()(8)、 六呂師((8)、 角(-(4)、竹安(-(1)、竹安(-(2)、 (<u>)</u>(21)、 柱野 叶木(-(2)、叶木(-(3)、叶木(-) 柱野()(14)、 六呂師((2)、 入野(1)、 保木(-)(6)、 六呂師(-)(15)、 入野()(9)、 六呂師(-)(9)、 (22) 土生(-)(6)、土生(-) 廿木(一)(3)、 柱野(-)(15)、 入野(-)(2)、 柱野(-)(23)、 御庄(-)(1)、 (<u>1</u>) (<u>1</u>) 寺 (<u>-</u>) (11) † 、 廿木(一) 、 近延(-) 柱野 柱 柱 御

解除する。

号

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 次の図のとおり

河川課に備え置いて縦覧に供する。 急傾斜地の崩壊 「次の図」は、 省略し、その図面を山 口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

解除に係る区域の名称

(2)、土生二(3)、保木二(1)、保木二(2)、 木口3、廿木口4、廿木口5、廿木口6、廿木口7、廿木口8、土生口1、土生口 (16)、柱野□(17)、柱野□(18)、柱野□(19)、柱野□(20)、柱野□(21)、廿木□(1)、廿木□(2)、廿 野二(9)、柱野二(10)、柱野二(11)、 叶木(二2)、叶木(二3)、角(二1)、 (1)、大山(2)、 六呂師(二2)、六呂師(二3)、 伊房

二

1)、伊房

二

2)、 柱野二(2)、 六呂師(19)、六呂師(10) 柱野二(3)、 大山(3)、 入野二(1)、入野二(2)、入野二(3)、 六呂師(二4)、 柱野二(4)、 大山(二)(4)、 · 柱野口(12)、柱野口(13)、柱野口(14)、柱野口(15)、柱野口 竹安二(1)、竹安二(2)、近延二(1)、寺山二(1)、柱野二 六呂師(11) 保木二(3)、保木二(4)、行正二(1)、六呂師二(1)、 柱野((5)、 六呂師((5)、 大山口(5、大山口(6)、 柱野二(6)、 六呂師(二)(12)、 六呂師(二6)、六呂師(二7)、 入野二(4)、上田二(1)、 柱野二(7)、 大山〇(7)、叶木〇(1)、 六呂師(二)(13) 柱野二(8)、 柱

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

口

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

山

河川課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は、 省略し、その図面を山 口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

山口県告示第三百九十号

第五十七号)第七条第六項の規定により、 二十年山口県告示第五百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域の指定に関する告示 (平成十二年法律 (平成

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

解除に係る区域の名称

庄 (-) (9) 瀬 (一) (29) 国(2)、行波(1)、行波(2)、 鹿〇6、二鹿〇7、二鹿〇8、二鹿〇9、二鹿〇四、二鹿〇四、二鹿〇四、二鹿〇 (19)、天尾○(20)、天尾○(21)、二鹿○(1)、二鹿○(2)、二鹿○(3)、二鹿 尾一位、天尾一句、天尾一位、天尾一句、天尾一句、天尾一句、 田一(3)、多田一(4)、多田一(5)、田原一(1)、天尾一(1)、天尾一(2)、 (5)、多田(-)(6)、 戸(10)、関戸(11)、関戸(12)、多田 (2)、関戸(-(3)、関戸(-(4)、関戸(-(5)、関戸(-(6)、関戸(-(7)、関戸(-(8)、関戸(-(9)、関 谷 (-) (6) (5)、小瀬(-)(5)、小瀬(-)(5)、瓦谷(-)(1)、瓦谷(-)(2)、瓦谷(-)(3)、瓦谷(-)(4)、 瀬二44、小瀬二45、小瀬二46、 (21)、小瀬(-)(22)、 瀬〇4、小瀬〇5、小瀬〇6、小瀬 谷 (-) (5) 品(二)、阿品 相ノ谷((1)、 行波((8)、 御庄(-)(17)、 天尾()(5)、 下 (6) 下 (7) 下 (8) 小瀬(-)(37)、 小瀬((7)、 阿 (一) (19) 阿品(一)(4) 御庄(-)(10)、 瓦谷((7)、杭名((1)、 小瀬(一)(30)、 大谷((6)、小瀬((1)、 (□12)、阿品(□13)、阿品(□14)、阿品(□15)、阿品(□16)、 行波(-)(9) 御庄(18)、御庄 多田(一)(7)、 御庄(-)(3)、 小瀬(-)(23)、 阿品 (20) 天尾()(6)、 小瀬()(38)、 小瀬((8)、 阿品((5) 相ノ谷(-)(2)、 小瀬(-)(31)、 御庄((11)、 多田 阿品 御庄(-)(4)、 小瀬(-)(24)、 阿 (二) (21) 天尾(-)(7)、 小瀬(39)、 小瀬(-(9)、小瀬(-(10)、小瀬(-(11)、小瀬(-(12)、 相ノ谷(-)(3)、 小瀬 (-) (32)、 御庄 杭名─(2)、下─(1)、下─(2)、下─(3)、下─(4)、 (6) 行波 (一)(8)、多田 守内(一)(1)、 小瀬(47)、小瀬(48)、 小瀬(-)(2)、 (19) (3) 御庄 (12) 御庄 天尾(-)(8)、 阿品 (·) (1)、多田(·) (2)、多田(·) (3)、 小瀬(25)、小瀬(26)、 □(17、小瀬□(18)、小瀬□(19)、小瀬□(20)、小瀬□ 小瀬(40)、 大谷(-)(1)、 相ノ谷((4)、阿品((1)、 $(\overline{-})$ (5)小瀬()(3)、 (7) 阿品 御庄(一) 小瀬(-)(33)、 (20) (9)、多田 守内(-)(2)、 行波((4)、 御庄 御庄 天尾一(9)、天尾一(10)、天尾一(11)、天 小瀬 大谷(-)(2)、 (13) (<u>-</u>) (-) (41) (8) (10)、多田 守内(-)(3)、 小瀬((4)、 小瀬(-)(49)、 小瀬()(34)、 行波(-)(5)、 御庄(-)(14)、 (21) 御庄 御庄 阿品 小瀬(-)(27)、 小瀬 大谷(-)(3)、 $(\overline{-})$ (42) (一(4)、二鹿 (-)(一)(11)、多田 (22) 多田(一)(4)、 天尾(-)(18)、 天尾(-)(3)、 関戸(二)、関戸(一 小瀬(50、小瀬(阿 (一) (17) 小瀬(-)(35)、 小瀬()(5)、 御庄(-)(15)、 行波((6)、 阿 (二) (2) 小瀬 持国 御庄 小瀬 小瀬(一)(28)、 瓦谷((5)、瓦 阿品 (<u>8</u>) (12) (12) 多 (43) (13) (4)、大 (<u>-</u>) (<u>5</u>) 、 天尾(-) 多田(一) 天尾(-) 小瀬(-) 阿 品 (一) 阿品 下 (一) 庄(一) 御 小 小 小

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種

急傾斜地の崩壊

河川課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図 は、省略し、 その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

(定期)

報

瀬(二) 名二(1)、杭名二(2)、杭名二(3)、杭名二(4)、下二(1)、下二(2)、下二(3)、守内二(1)、守内 (2)、瓦谷(二)(3)、瓦谷(二)(4)、瓦谷(二)(5)、瓦谷(二)(6)、瓦谷(二)(7)、瓦谷(二)(8)、瓦谷(二)(9)、 (2)、大谷二(3)、大谷二(4)、大谷二(5)、 瀬二(18)、小瀬二(19)、小瀬二(20)、小瀬二(21)、小瀬二(21)、小瀬二(21)、瓦谷二(1)、瓦谷二 (10、小瀬二(11)、小瀬二(12)、小瀬二(13)、 解除に係る区域の名称 □(11)、阿品□(12)、阿品□(13)、阿品□(14)、阿品□(15)、阿品 阿品(4) ノ谷(二(1)、 小瀬(二)(4)、 阿品((5)、阿品((6)、 相ノ谷(二(2)、 小瀬((5)、 相ノ谷二(3)、 小瀬〇6、小瀬〇7、 小瀬二(4)、小瀬二(5)、小瀬二(6)、小瀬二(7)、小 大谷二(6)、大谷二(7)、小瀬二(1)、小瀬二(2)、 阿品二(7、阿品二(8)、阿品二(9)、阿品二(10)、阿 相ノ谷二(4)、 小瀬二(8、小瀬二(9、小瀬二 阿品(二) □(16)、大谷□(1)、大谷□ 阿品(二)(2)、 阿品 杭 小

庄 (7、二鹿二(8)、二鹿二(9)、二鹿二(10)、二鹿二(11)、二鹿二(12)、二鹿二(13)、二鹿二(14)、二 野口5、二鹿口1、二鹿口2、二鹿口3、二鹿口4、二鹿口5、二鹿口6、二鹿口 ⑸、天尾□⑹、天尾□⑺、天尾□⑻、天尾□⑼、柱野□⑵、柱野□⑶、柱野□⑷、柱 尾二8、天尾二9、天尾二5、天尾二11、天尾二12、天尾二13、天尾二14、天尾二 関戸口5、関戸口6、関戸口7、関戸口8、関戸口9、関戸口0、関戸口1、関戸口1、多田口 (2) (4)、天尾二(1)、天尾二(2)、天尾二(3)、 田二(9)、多田二(10)、多田二(11)、多田二(12)、田原二(1)、田原二(2)、田原二(3)、田原二 (1)、多田(1)(2)、多田(1)(3)、多田(1)(4)、多田(1)(5)、多田(1)(6)、多田(1)(7)、多田(1)(8)、多 御庄((6)、 (15)、二鹿(二(16)、二鹿(二(17)、 守内(二)(3)、 御庄(14)、 御庄((7)、 守内(二(4)、 行波二(1)、 御庄((8)、 守内(二(5)、 御庄二(1)、 行波(二) 天尾二4、天尾二5、天尾二6、天尾二7、天 御庄((9)、 関戸二(1)、関戸二(2)、関戸二(3)、 御庄(2)、 行波(3) 御庄(二)(10)、 御庄(二)(3)、 行波(二(4)、 御庄二(11) 御庄((4)、 行波(二)(5) 御庄(二)(12)、 関戸(二)(4)、 御庄 行波二 御

解除に係る区域の範囲 次の図のとおり

行波二7、行波二8、

山

口

土砂災害の発生原因となる自然現象の種

「次の図」は、 省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

河川課に備え置いて縦覧に供する。

口県告示第三百九十 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

二十一年山口県告示第四百四十九号)により指定された区域についての指定を次のとお 第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 (平成

平成二十八年十一月二十九日

Ш 村

岡

嗣

政

解除に係る区域の名称

保津町(4) 生町((6)、藤生町((7)、 田(11)、平田(12)、平田(13)、平田(13)、 田(-(4)、平田(-(5)、平田(-(6)、平田 見((6)、錦見((7)、錦見((8)、錦見((9)、錦見((10)、 黒磯町(-)(10)、 (3)、黒磯町□(4)、黒磯町□(5)、黒磯町□(6)、黒磯町□(7)、 西(一)(10)、川西(一)(11)、 (2)、川西(3)、川西(4)、 尾津町(-)(4)、 (16)、青木町(-)(17)、青木町(-)(18)、青木町(-)(19)、尾津町(-)(1)、 (一(10)、青木町(-)(11)、 (-)(12)、藤生町(-) 木町(-(4)、 谷町(-)(5)、牛野谷町(-)(6)、 □8、上田□4、牛野谷町□1、牛野谷町□2、牛野谷町□3、牛野谷町□4、 岩国(一)(1) 平 田 (一) (42) (34)、平田(-)35)、平田(-)36)、平田 平 田 (一) (27) 錦見(-)(14)、 川西(-(18)、川西(-(19)、川西(-(20)、 (31)、藤生町(-32)、藤生町(-33)、 青木町(-)(5)、 □(38)、藤生町□(39)、藤生町□(40)、保津町□(1)、 藤生町 黒磯町□⑴、錦見□⑴、錦見□②、錦見□③、錦見□⑷、 尾津町(-)(5)、 岩国(一)(2)、 保津町(5)、 (19) 平田 藤生町(二)、藤生町(三)、 錦見(15)、 (13) 藤生町(20)、藤生町(21)、 藤生町(-)(14)、 (28) 青木町(-)(12)、 川 西 (一) (12) 岩国(一)(3)、 藤生町 青木町(-)(6)、 平田 平田 (二) (21) 平 田 牛野谷町(-)7、青木町(-)1、青木町(-)2、青木町(-)3、青 藤生町(-)27)、 保津町(-6)、 錦見(16)、 川西 (一) (5) 尾津町(一6)、尾津町(一7)、尾津町(一8)、川西(一1)、川西(一 (-) (29) 川西 (一) (14) 平 田 藤生町一切、藤生町一 青木町(-)(13)、 岩国(一)(4)、 (37) 平田 (13) 青木町(-7)、青木町(-8)、青木町(-9)、 (一) (22) 平 田 (一) (7)、平田(一) (8)、平田(一) (9)、 藤生町一(9)、藤生町一(10)、藤生町一(11)、 錦見(17)、平田 川西(21)、黒磯町(11)、黒磯町(22)、 川西(一)(6) 保津町(-7)、 藤生町(-)(28)、 (34) 藤生町(-(3)、 平田 (30) (一) (15) 平 田 川 西 (一) (14) 藤生町(-)(22)、 岩国(-)(5)、 青木町(-)(4)、青木町(-)(5)、青木町(-) (38) (23) 平田 川西(一)(7)、 藤生町(35)、 藤生町(29) 保津町(-)(8) (1)、平田 (31)、平田 平 田 (一) (24) (16) 平田 錦見(二)(11)、 川西 (一) (15) 平 田 (一) (39) 藤生町(-)(4)、 藤生町(23)、藤生町((16) 保津町(-)(2)、 黒磯町(-)(8)、 尾津町((2)、 岩国(-)(6) 四(8) 藤生町(-)(17)、 藤生町((32) (--) (17) (-)平 田 (一) (10) 平 田 (一) (40) 平 田 (一) (25) 錦見(-)(12)、 川 西 (一) (16) 藤生町(-)(30)、 保津町(-)(9) 岩国(-)(7) 藤生町 平田田 平田 平田 黒磯町(-)(9)、 川西(-)(9)、川 錦見(5)、 尾津町((3)、 藤生町(一) 黒磯町() (3)平 (一) (18) 平 (5) 藤 (33) 平田(一) 平 田 (一) 平田(一) 錦見一 川西(一) 平 錦

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

横山((4)、 前町(1)、門前町(2)、門前町(3)、門前町(4)、 南岩国町(一22)、 岩国町(山)、南岩国町(山)、 海土路町(17)、 (16) (-) 路町((6)、海土路町((7)、 海土路町(二1)、 南岩国町(33)、 南岩国町(-6)、 海土路町(12)、海土路町(13)、 南岩国町(17)、南岩国町(18)、 南岩国町(1)、 保津町(11)、 南岩国町(28)、 横山(-)(5)、 南岩国町(-)23、 海土路町(18)、 南岩国町(34)、 南岩国町(-7)、 海土路町((2)、 横山(-)(6)、 保津町(一) 南岩国町((2)、 南岩国町(-)(29)、 海土路町(一8)、海土路町(一9)、 南岩国町(13)、南岩国町(14)、南岩国町(15)、 海土路町(19)、海土路町(120)、 南岩国町(24)、 (12) 横山(-)(7) 南岩国町(-)35、 南岩国町((8)、 海土路町((3)、 保津町(13)、 南岩国町(19)、南岩国町(120)、南岩国町(121)、 海土路町(山)、海土路町(山)、海土路町(山)、 南岩国町 南岩国町(一(3)、 南岩国町(-25)、 保津町(14)、 (30) 南岩国町(9)、 海土路町(-)(4)、 横山(-)(1)、 南岩国町(36)、 南岩国町 南岩国町((4)、 海土路町(10)、 南岩国町(-)(26)、 保津町(15)、 横山(一)(2) 海土路町(21)、 海土路町((5)、 室の木町(一1)、門 南岩国町(10)、南 (31) 南岩国町() 南岩国町() 横山(-)(3)、 南岩国町 海土路町 保津町(、海土路 南岩国 海

一解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

県

急傾斜地の崩壊 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

河川課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

口

解除に係る区域の名称

山

町 (二) (2) (<u>__</u>) (2) 海土路町(3)、 錦見□(3)、錦見□(4)、錦見□(5)、平田□(1)、平田□(2)、 (2)、川西二(3)、川西二(4)、川西二(5)、 保津町二4、保津町二5、保津町二6、 岩国二(1)、岩国二(2)、 平田(二)(6) 藤生町二(3)、 南岩国町((3)、 平田二(7)、平田二(8)、平田二(9)、平田二(10)、 海土路町 藤生町二(4)、 南岩国町二(4) 青木町二(1)、 □(4)、海土路町□(5)、海土路町□(6)、 藤生町二(5)、 川西□6、黒磯町□1、 青木町((2)、 保津町二7、海土路町二1、 南岩国町二(5)、 保津町二(1)、 青木町二 平田二(3)、平田二(4)、 門前町(1)、 保津町二(2)、 藤生町二(1)、 南岩国町(二1)、 錦見二(1)、 (3)、川西(二 横山(二)(1)、 海土路町二(2)、 保津町(3) (1)錦見二 藤生町口 平田(二) 南岩国 Ш (2)西

土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

河川課に備え置いて縦覧に供する。) 「大建築部砂防課及び岩国市都市建設部(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

山口県告示第三百九十二号

解除する。二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり二十三年山口県告示第百三十八号)により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に対ける土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律)

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

解除に係る区域の名称

野一四、長野一四、長野一四、長野 (12)、長野()(13)、長野()(14)、 野(-)(5)、長野(-)(6)、長野(-)(7)、 通津一⑸、通津一⑹、通津一⑺、通津一⑻、通津一⑼、通津一㉑、通津一⑵、通津一⑵、通津一 立石町(-)(4)、 町(二1)、装束町(二2)、装束町(二3)、 野谷町(16)、 (4)、柱島□(5)、柱島□(6)、柱島□(7)、柱島□(8)、柱島□(9)、柱島□(10)、 (37)、通津(-)(38)、通津(-)(39)、 津一30、通津一31、通津一32、通津一33、通津一34、通津一55、 ⑵、通津□⑵、通津□⑵、通津□⑵、通津□⑵、通津□⑵、通津□⑵、通津□⑵、通 〔7、通津○8、通津○9、通津○6、通津○6、通津○11、通津○12、通津○13、 (3)、砂山町□(1)、砂山町□(2)、砂山町□(3)、立石町□(1)、 今津町(1)、今津町(2)、今津町(3)、牛野谷町(8)、 牛野谷町(-11)、牛野谷町(-12)、 柱島(-)(13)、 室の木町(-4)、 通津(-)(1)、 尾津町((9)、 (9) 南岩国町(40) 柱島(-)(14)、 室の木町 通津(一)(2)、 室の木町((5)、 長野(-)(15)、 通津(一)(40)、 尾津町(10)、尾津町(11)、 (10) 南岩国町 平田(43)、平田(44)、南岩国町(37)、 長野()(8)、 牛野谷町(-)(13)、牛野谷町(-)(14)、 通津((3)、 装束町((4)、新港町((1)、新港町((2)、 室の木町(-11)、 (一)(23)、柱島(一)、 長野(-)(16)、 長野(-1)、長野(-2)、 (-) (41) 室の木町(-6)、 長野(-)(9)、 通津(-)(4)、 南岩国町 長野(-)(17)、 室の木町(12)、 尾津町(-)(12)、 柱島(-)(2)、 長野(-)(10)、 (42) 室の木町(-7)、 通津(-)(5)、 牛野谷町((9)、 立石町(一2)、立石町(一3)、 長野(-)(18)、 長野(-)(3)、 室の木町((2) 通津(一)(36)、 柱島(-)(3)、 長野()(11)、 室の 尾津町(13)、 牛野谷町 南岩国町() 通津((6)、 長野 長野(-)(4)、 柱島((11)、柱 木町 通津(二)(14)、 牛野谷町 (19)、長 柱島 長野一 通津 室の木 通津 長 牛 (-)

解除に係る区域の範囲

報

山

口

町 (一) (30) 由 町神東(-)(13)、 (4) 由字町(-)(81)、 由 (6) 町神東(-)(32)、 由字町(-62)、 由字町() 由字町千鳥ヶ丘((3)、 由宇町神東(-)37)、 宇町西((5)、 宇町神東(18)、 宇町(-43、由宇町(-44、 宇町(-)(5)、 町(6)、門前町(7)、山手町(1)、 (□(8)、由宇町神東(□(9)、由宇町神東(□(10)、由宇町神東(□(11)、 □68、由宇町□69、由宇町□70、由宇町□71、由宇町□72、 ○(49)、由字町(○(50)、由字町(○(51)、 由字町(75)、 由宇町神東(-)(23)、 由字町(-)(56)、 由字町(-)(37)、 由字町(-)(18)、 由宇町神東(一位)、 由宇町神東((4)、 由字町北((5)、 山手町(-)(12)、 由字町南沖 山手町 室の木町(-20)、室の木町(-21)、室の木町(-22)、 由字町(12)、由字町(13)、由字町(14)、 由字町神東(一28)、 由字町(-)(31)、 (24) (14) 由宇町南((2)、 由字町(-)(82)、 由字町(-)25、 由字町神東()(33)、 由宇町神東(-)(4)、 由字町(-)63、 由字町((6)、由字町((7)、 室の木町(15)、 由宇町西((6)、 (6) (-)(1)由字町(76)、 由宇町神東(一)38、 由宇町神東(一)9、 由字町(-57)、 由字町(-)(38)、 由字町(-)(19)、 山手町(-)(13)、 由字町北((6)、 山手町(-7)、 由宇町神東()(5)、 由字町(-)(32)、 由宇町西(二1)、 由字町神東(一個)、 由宇町神東()(24)、 由 由字町千鳥ヶ丘((4)、 由宇町南((3) 字町由字崎(1) 由字町北(一(1)、由字町北(一(2)、 由字町神東()(29)、 由字町(-)(45)、 由字町(-64)、 由字町(-)(26)、 室の木町(-16)、室の木町(-17)、室の木町(-18)、 由宇町神東(-)34、 由字町神東(-)15、 由宇町〇仞、由宇町〇8、 由字町(-)(58)、 由字町西((7)、 由字町(139、由字町(140、由字町(141、 由字町(-20)、 由字町(-)(1)、 山手町(-)(8)、 由宇町神東一(39)、 由宇町神東(一20)、 由字町(-)(52)、 由字町神東(二)、 由字町(-)(33)、 由宇町西((2)、 山手町(-)(2)、 由宇町(-166、由宇町(-147、由宇町(-188、由宇 由字町千鳥ヶ丘(一1) 由字町神東(-)25、 由宇町神東((6)、 由字町()65、 由字町(-)27)、 由字町(-)(8)、 由字町南((4) 由字町(-)(59)、 由字町(-)(21)、 由字町(-(2)、 由宇町神東(二30)、 由字町千鳥ヶ丘 由字町西((8)、 山手町(-)(9)、 由宇町神東一(35)、 由宇町神東(16)、 由字町(-)(53)、 由字町(-)(15)、 由字町(-)(34)、 山手町((3)、山手町((4)、 由宇町神東(一個) 由字町神東(一四) 由字町()66、 由宇町西〇 由宇町神東(-)(2)、 由字町(-)(28)、 由字町((9)、 室の木町(23、門前町 由宇町南((5)、 由宇町神東(-7)、 由宇町神東(一/26)、 由字町(-)(22)、 由字町北(3)、 由字町(-)(79)、 由字町(-60)、 由字町(-(3)、 (-) (5)由字町 山手町(-) 由字町(-)(73)、 由字町西山 由宇町神東(12)、由宇 由字町(-)54、 由字町()(35)、 由字町千鳥ヶ丘(一2) 由宇町神東(一31)、由宇 由宇町神東(一36)、 由宇町神東(-)(17) 由字町(-67、由字 由宇町(由字町(二10)、由字 由字町千鳥ヶ丘 由字町西(-(4)、 (16) 由字町神東 由宇町神東〇 由宇町(-)80、 由字町(-61)、 由字町(-)(42)、 由字町(-)(23)、 由宇町(-)(4)、 (10) 由宇町神東 9) 由字町 由字町北〇 由字町(-) 山手町(一) 由字町() 由宇町神 由宇町神 由字町() (29) 由字町() 室の木町 (<u>-</u>) (<u>5</u>) 山手町 由宇町 由宇

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種 急傾斜地の崩壊

、課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は、 省略し、 その図面を山 口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

解除に係る区域の名称

町 (二) (45) 町 (二) (26) 町 (二) (7) 町神東二(3)、 由字町(二/58)、 由字町(二)(39)、 32、由字町二33、由字町二34、 由字町(二/20)、 (13)、由字町(二(14)、 由字町(二1)、 室の木町(18)、 (15)、柱島(二(1)、柱島(二(2)、 野二(8)、長野二(9)、 津口(5)、通津口(6)、通津口(7)、通津口(8)、通津口(9)、通津口(20)、 (7)、通津二(8)、通津二(9)、通津二(10)、通津 近延二2、通津二1、通津二2、通津二3、 字町北(二(2)、 二(2)、室の木町二(3)、室の木町二(4)、 (22)、長野二(1)、 由宇町神東二(13) ||木二(4)、 由字町〇 砂山町二(7)、立石町二(1)、立石町二(2)、 [1]、砂山町二(1)、砂山町二(2)、 由宇町(二/8)、 由字町二次、 由字町神東二 由字町二億、 由字町 由字町二四、 由字町((2)、 装束町二⑴、 (8) 由字町 由字町北口(3)、 (52)、由字町(二(53)、 由字町二(40)、 長野(二)(2)、 室の木町口(9、山手町口(1、山手町口(2)、 由字町(二)(15)、 由宇町神東□9、 神東二(4)、 長野二(10)、 由字町二28、 由字町(二9)、 由字町神東二四、由字町神東二55、 由字町(二47)、 (59) (18) 由字町(二3)、由字町(二4)、 長野二(3)、 由宇町口 由字町(二/41)、 由宇町二四、由宇町二四、由宇町二四、由宇町二四、 柱島二(3)、 装束町二 由字町神東二(19) 由字町北二(4)、 由字町二等、 由字町二分、 由宇町神東二(5)、 由宇町二億、由宇町二億、 長野 砂山町((3)、 由字町(二29)、 由字町(10)、 由字町神東口 (60) 由字町(二/48)、 (2)(<u>____</u>) (11) 室の木町二(5)、室の木町二(6)、 柱島□4、柱島□5、 長野二(4)、 由字町二(61)、 装束町口 由字町(二(42)、 二(11)、通津 長野二(12)、 由字町(二(36)、 由字町二55、 立石町((3)、 由字町神東二(1)、 通津(二)(4)、 由字町神東二20、 由字町(二)(30)、 砂山町(二(4)、 由字町(11)、 (10)由字町神東二6、 由字町(二/49)、 長野二(5)、 (3)由字町(二(5)、 由字町(二)(62)、 由字町(二(43)、 装束町二(4)、 由宇町神東 (12) 長野(二)(13)、 通津(二)(5) 由字町 由宇町 山手町 由宇町神東□ 立石町((4)、 由字町(18)、 長野 通津 室の木町(二1)、 砂山町((5)、 由字町(二)(31)、 由字町(12)、 由字町神東二(2)、 由字町口 由字町神東二(21) (56) (3) (<u>6</u>) (37) (13) 長野二(14)、 通津(二)(21)、 由字町二(6)、 由字町神東二(7)、 由宇町北 由字町(二/44) 通津二(6)、 装束町二(5)、 (11) 室の木町(二7)、 山手町 通津 (50) (16)由宇町神東口 由字町(二57)、 由宇町二 由字町(19)、 長野二(7)、 立石町((5)、 砂山町二 由宇町二 由字町(二 由宇町神 由字町二 室の木町 長野二 通 (4)由宇 由宇 由宇 由宇 (38) 長 由 通

由 由 町神東(二)(22)、 宇町西二5、由宇町西 宇町千鳥ヶ丘二(1)、由宇町西二(1)、 由宇町神東二四3、 (<u>6</u>) 由宇町神東二四、 由宇町西 由宇町西 (2) 由宇町神東二(25)、 由宇町西二3 由字町神東二(26) 由字町西口

(4)

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現 象の 種

Щ 、課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は、 省略し、 その図面を山 口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

山口県告示第三百九十三号

る。 第五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域として次の区域を指定す (平成十二年法律

平成二十八年十一月二十九日

 \Box 県知事 村 岡 嗣 政

区域の名称

口

山

伊房((5)、 阿品(一)(10)、 (-)青木町(-)(4)、 谷町((3)、牛野谷町((4)、 (9)、入野(□)(1)、入野(□)(1)、入野(□)(1)、岩国(□)(1)、岩国(□)(1)、岩国(□)(3)、岩 愛宕町(-)(2)、 (17) 阿品 (一) (18) (3)、上田□(4)、上田□(5)、上田□(6)、上田□(7)、牛野谷町□(1)、 入野□②、入野□③、入野□4、入野□5、入野□6、入野□7、入野□8、入野□ (10) (4)、岩国(-)(5)、 相ノ谷((1)、 阿品(一)(3) 青木町(11)、 阿 (一) (11) 伊房(一6)、伊房(一7)、今津町(一1)、今津町(一2)、 青木町((5)、 牛野谷町(15)、 愛宕町((3)、 (19)、牛野谷町(10)、 阿 (一) (19) 相ノ谷((2)、 阿品(一)(4)、 岩国(-)(6)、岩国(-)(7)、岩国(-)(8)、 阿 (一) (12) 青木町(-)(12)、 牛野谷町(-)(5)、牛野谷町(-)(6)、牛野谷町(-)(7)、 愛宕町((4)、伊房((1)、伊房((2)、 青木町(-)(6)、 阿 (二) (20) 牛野谷町(17)、 阿品(-)(5) 相ノ谷(-)(3)、 阿品(13)、阿品(14)、 牛野谷町(11)、 青木町(-)(13)、 阿 (二) (21) 阿品(一)(6) 青木町(-7)、 相ノ谷 青木町(一(1)、 阿 (一) (22) 青木町(-)(14)、 (4)牛野谷町(12)、 阿品(一)(7)、 青木町(-)(8)、 岩国(-)(9)、 阿品 (-) (15) 相ノ谷 青木町(-)(2)、 今津町(-)(3)、 阿 (一) (23) 伊房(-)(3)、 阿品(-)(8) 青木町(-)(15)、 (5)牛野谷町(一2)、牛野 上 田 (一) (2) 阿 (一) (16) 牛野谷町(13)、 青木町((9)、青木 阿品 青木町 愛宕町(二)、 阿品(一) 牛野谷町〇 入野(-)(1)、 伊房(-)(4)、 (1) 青木町 上田(一) 阿品 (3) 阿品 (9) 牛

町 (一) (13) 下 (~) (8) (14) 近延((3)、 石町(-)(1)、 (10)、多田 田(3)、多田(4)、多田(5)、多田(6)、多田(7)、多田(8)、 (5)、竹安□(6)、竹安□(7)、竹安□(8)、竹安□(9)、竹安□(10)、多田 戸(-10)、関戸(-11)、関戸(-12)、竹安(-1)、竹安(-12)、竹安(-13)、 (2)、関戸(-(3)、関戸(-(4)、関戸(-(5)、関戸(-(6)、 町(3)、装束町(4)、新港町(1)、新港町(2)、 黒磯町(-7)、 (2)、黒磯町□(1)、黒磯町□(2)、黒磯町□(3)、黒磯町□(4)、 谷□(3)、瓦谷□(4)、瓦谷□(5)、瓦谷□(6)、瓦谷□(7)、瓦谷□(8)、 (15、川西○(16、川西○(17、川西○(18)、川西○(19)、川西○(20)、瓦谷○(1)、瓦谷○(2)、瓦 西(8)、川西(9)、川西(10)、川西(11)、川西(12)、川西(13)、 町(15)、叶木(11)、叶木(12)、叶木(13)、叶木(14)、 尾津町(一7)、尾津町 (5)、尾津町(□1)、尾津町(□2)、 瀬(47)、小瀬(48)、 瀬〇32、小瀬〇33、小瀬〇34、小瀬〇35、小瀬〇36、小瀬〇37、 瀬〇17、小瀬〇18、小瀬〇19、小瀬〇20、小瀬〇21、 瀬(2)、小瀬(3)、小瀬(4)、小瀬(5)、 谷(一)6、大山(一)1、大山(一)2、大山((7)、大山(18)、大山(19)、大山(19)、大山 砂山町(-2)、砂山町(-3)、角(-1)、角(-2)、 川西(一)、川西(一)、 小瀬(-)(40)、 小瀬(-)(10)、 青木町(17)、青木町(1 通津((8)、通津((9)、 守内(-(1)、守内(-(2)、 黒磯町┌⑷、下┌⑴、下┌⑵、下┌⑶、下(⑷、下(⑸、下(⑹、下(⑺、 (11)、多田(12)、多田(13)、 近延一4、近延一5、近延一6、近延一7、近延一8、近延一9、近延一 立石町(-)(2)、 黒磯町□(8)、黒磯町□(9)、黒磯町□(10)、黒磯町□(11) 青木町(-)24)、 通津(-1)、 通津(-)7)、 小瀬(-)(41)、 小瀬 (11)、小瀬 (12)、小瀬 (13)、 □(8)、尾津町□(9)、尾津町□(10)、尾津町□(11)、尾津町□(14)、尾津 小瀬(-)(49)、 立石町(-)(3)、 通津(-)(2)、 川西(-(3)、川西(-(4)、川西(-(5)、 通津(-)(18)、 小瀬(-)(42)、 大谷(-(1)、大谷(-(2)、大谷(-(3)、大谷(-(4)、 (18) 通津 守内(一3)、守内(一4)、装束町(一1)、 尾津町((3)、尾津町((4)、 青木町(19)、青木町(20)、青木町(21)、 小瀬(-)(50)、 通津 立石町(-(4)、 多田(山)(14)、多田 (3)、大山 通津(19)、 小瀬(-)(43)、 (10) (3) 小瀬 通津(-)(11)、 (一)(28)、小瀬 (一)(11)、大山 小瀬(-)(51)、 通津 (<u>6</u>) (<u>-</u>) (<u>4</u>) 小瀬 角 (-) (3) 新港町(3)、新港町(4)、砂山町(小瀬()(4)、 通津(-)(20)、 関戸○7、関戸○8、関戸○9、関 田原(-)(1)、 (<u>-</u>) (14) (15)、多田 (29)、小瀬 (一)(12)、大山 通津(一)(12)、 叶木 (-) (5)、 小瀬(一)(52)、 小瀬(22)、小瀬(23)、 小瀬()(7)、 大山(-)(5)、 角(-(4)、関戸(-(1)、関戸 黒磯町○5、黒磯町○6、 尾津町 通津 小瀬 通津 川 西 (-) (6) 小瀬()(45)、 近延(-)(1)、 (16) (15) (<u>-</u>) (14) (_) (30) (5)、尾津町(6)、 (1)、多田 多田(-)(9)、 杭名(-)(1)、 竹安(-)(4)、 装束町(一2)、装束 小瀬(一)(53)、 小瀬(一)(38)、 通津(一)(13) 川西(-)(14)、川西(-) 叶木(-)(6)、叶木(-) 小瀬()(8)、 大山((6)、大山() 黒磯町(-)(12)、 多田 小瀬 小瀬 小瀬 青木町 川西(-)(7)、川 小瀬 通津 通津 大谷()(5)、 近延(-)(2)、 (6) 通 (46) (16) (<u>-</u>) (2) (31) 、竹安(-) 、 杭名(-) 小瀬() 、 小 瀬 (一) 多田(一) 小瀬(-) 小瀬(一) 黒磯 立 小 小 通 小 小 大 (-)

口

報

Щ

(9)、柱島(10)、柱島(11)、柱島(12)、柱島(13)、柱島(14)、柱野(1)、柱野(12)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(12)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(14)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(14)、柱野(15)、柱野(12)、柱野(12)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(14)、柱野(14)、柱野(15)、柱野(15)、柱野(15)、柱野(16)、柱野(17)、柱野(16)、柱野(16)、柱野(17)、柱野(18)、七木(11)、廿木(12)、七平(13)、廿木(14)、廿木(14)、廿木(15)、廿木(16)、廿木(17)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(12)、柱野(13)、廿木(14)、廿木(14)、廿木(15)、廿木(16)、廿木(17)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(12)、柱野(13)、廿木(14)、廿木(14)、廿木(15)、廿木(16)、廿木(17)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(12)、廿木(13)、廿木(14)、廿木(16)、廿木(16)、廿木(17)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(12)、廿木(18)、廿木(14)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿木(18)、廿木(19)、廿十(19 (10)、長野(-)(11)、長野(-)(12)、 (10)、廿木(-)(11)、廿木(-)(12)、廿木(-)(13)、 (12) 25、長野(-)26、長野(-)27、長野(-)28、 (3)、天尾(1)(4)、天尾(1)(5)、天尾(1)(6)、天尾(1)(7)、天尾(1)(8)、天尾(1)(9)、天尾(1)(1)(1)(1)(1) (18)、平田(-)(19)、平田(-)(21)、平田(-)(21)、 (2)(-) (5)(3)(一)(18)、長野(-) 天尾(-)(19)、 錦見(13)、 通津(-)(46)、 (6) (11) 平田 (H) (49) 平田 平田 長野 柱島(-)(3)、 錦見()(6)、 天尾(-12)、天尾(-13)、天尾(-14)、天尾(-15)、天尾(-16)、天尾(-17)、 通津(-)(39)、 (34) 藤生町(-(3)、 町 (-) (-) 天尾(-)(20)、 錦見(14)、 通津(-)(47)、 平 田 (一) (50) 平 田 (一) (35) (12) (42) (27) (19)、長野(-)(20)、長野(-)(21)、長野(-)(22)、長野 (24) **鮮生町** 平田 (—) (22) 平田 寺山(一8)、寺山 柱島(-)(4)、 平 田 (一) (28) 長野()(5)、 通津(-)(40)、 通津(-)(25)、 錦見((7)、 藤生町山 (43) (二) (13) 平 田 藤生町(-(4)、 平田(一)(36) 錦見(15)、 長野(-)(13)、 天尾(-)(21)、 寺山(一(1)、 平 田 (一) (51) 藤生町(-)(23) 藤生町 平田 平田 長野 柱島(-)(5)、柱島(-)(6)、柱島(-)(7)、柱島(-)(8)、柱島(-) 通津 通津 錦見(8)、 (--) (29) (_) (—) (41) (26) (一) (14)、平田(一) (15)、平田 平田(-(7)、平田(-(8)、平田(-(9)、平田(-(10)、平 (一)(7)、土生(一)(8)、 平田(-)(22)、平田(-)(23)、平田 (19)、寺山(10)、天尾(11)、天尾(12)、 平 田 (一) (52) 平 田 (一) (37) 廿木(一)(14)、 錦見(16)、 錦見(1)、 長野(1)4)、長野(1)5)、長野(1)6)、長野(1)7)、長 天尾()22、天尾()23、長野()(1)、 寺山(-)(2)、 藤生町 藤生町 (17) (—) (11) (34) 平 田 (一) (45) 平田(一)(30)、 錦見(-)(9)、 長野(-)(7)、 通津(-)(42)、 通津(一)(27)、 藤生町 (-)(—) (24) 平田(-53)、平田(-54)、藤生町(-11)、 錦見(-)(2)、 寺山 土生(-(1)、土生(-(2)、土生(-(3)、土 錦見(17)、 平 田 (一) (38) 藤生町 (18) 藤生町 (3) (35) 平田 平田 長野 通津 平田 錦見(-)(1)、錦見(-)(1)、 通津 藤生町 (12) 錦見(-)(3)、 (-) 平 田 (一) (39) (一) (16) 平田 (一) (一) (1) 平 田 (一) (2) 錦見(18)、 ()23、長野()24、長野() 通津(一)(36)、 (-) (46) (28) (31)、平田(一) (43)、通津() (<u>-</u>) (—) (19) (一)(24)、平田 長野(-)(9) 通津(-) 平田(一)(47)、 藤生町 藤生町 平田(-)(40)、平 錦見(4)、錦 長野(-)(2)、 柱島(二)、柱 寺山(一)(5) (13) (17) (32) (29) (二) (25) 平 錦見一 平田 平田(一) 平 田 (一) 平 田 (一) 天尾(-) 天尾 通津(一) 長野(一) 通 長 寺

町 (一) (20) 町 (一) (27) の木町(12)、 南岩国町(15)、 (-) 岩国町(一(4)、 海土路町(17)、 (—) (11) 庄□(16)、御庄□(17)、御庄□(18)、御庄□ (8)、御庄(9)、御庄 御庄□(1)、御庄□(2)、御庄□(3)、御庄□(4)、 津町((1)、保津町((2)、 岩国町(31)、 (25)、南岩国町(-) 土路町(-)(6)、 (23)、海土路町(-(1)、 (○7、保津町(○8)、 (4)、保木(-)(5)、保木(-)(6)、 (37) 室の木町(-7)、 海土路町(一28、海土路町(一29)、 室の木町(18)、室の木町 南岩国町(一(1)、南岩国町(一(1)、南岩国町(一(1)、南岩国町(一(1)、 海土路町(12)、海土路町(13)、 南岩国町(-)(38)、 門前町(-)(4) 海土路町(23)、海土路町(24)、 室の木町(一2)、 (43) 南岩国町(21)、 藤生町(28)、藤生町(29)、 (-) (4)山手町 室の木町(一(13)、 海土路町(-7)、 (14) 南岩国町(32)、 南岩国町((5)、 藤生町(41) (34)、藤生町(-) 南岩国町(-)44、 南岩国町(16)、南岩国町(17)、 海土路町(18)、海土路町(19)、 (26) Щ 保津町(15)、 手町山 室の木町(一8)、 海土路町((2)、 (5)南岩国町(-)27)、 保津町((9)、 門前町(-(5) 南岩国町 (11) (10)、御庄 室の木町((3)、 南岩国町(-)(22)、 保津町((3)、 (5) 二鹿 保木(-)(7)、 (35)、藤生町(-36)、藤生町(-37)、 藤生町(-)(42)、 海土路町((8) 室の木町(14)、 南岩国町(33)、 南岩国町(-6)、 手町 山手町 南岩国町(-)(45)、 (39) 保津町(16) (6) 二鹿(一)(14)、 (19) (12) 国(1)、持国((11)、御庄 保津町(藤生町 室の木町(19)、 海土路町((3)、 南岩国町 南岩国町(二)、 、二鹿 海土路町(14)、 保津町(14)、保津町(15)、保津町(16)、保津町 保木(-(8)、保木(-(9)、保木(-)(0)、保木(-(-) 室の木町(-20)、 南岩国町(40)、 (19)、御庄(-) Щ 海土路町(-25、海土路町(-26、海土路町(-21)、海土路町(-21)、海土路町(-21)、海土路町(-21)、海土路町(-21)、海土路 藤生町(-43)、二鹿(-1)、二鹿 室の木町(-(4)、 南岩国町(-)(23)、 (7)手町 (一) (13) (12)、御庄 保木(-)(1)、 (10)、保津町(-11)、保津町(-12)、 山手町 室の木町 海土路町 御庄(5)、御庄(6)、 保津町(17)、 南岩国町 南岩国町(-7)、 (6) (30) 南岩国町(18)、 南岩国町(46)、 (28) (2) 二鹿 山手町(-)(1) 藤生町(-)(31)、 (20) 南岩国町(-(2)、 海土路町((4) 室の木町(10) 南岩国町(29)、 (-)門前町(-)(1)、 室の木町(一四、 (__) (15) 南岩国町(-(41)、 (34) 海土路町(15)、 (8) (-) (13)、御庄 御庄(-)(21)、 保木(-)(2)、 手町 室の木町((5)、 南岩国町〇 藤生町 山手町 保津町 二鹿 海土路町(室の木町(16)、 南岩国町(-)(35)、 南岩国町〇 (--) (14) Щ 南岩国町(47)、 藤生町(南岩国町(19)、南岩国 (38) (—) (18) (9)、二鹿 御庄(一)(22)、 保木(-)(3)、 門前町(-)(2)、 海土路町(5)、海 御庄二7、御庄二 室の木町 南岩国町 南岩国町 (14) 御庄 (8) (24) 南岩国町(-)(42)、 南岩国町(14)、 室の木町(22)、 海土路町(16)、 (8) (10) 保津町(藤生町 (32) 前 巾 (2) 室の木町〇 南岩国町(-) 保津町() 海土路町 Ш 南岩国町 南岩国町 (3) (15)、御 (10) 御庄(一) 室の木 (30) (19) 南 室 南

Щ

口

町千鳥ヶ丘(一3) 由字町神東(-47)、 町神東(-)(4)、 町北((5)、由宇町北((6)、 (95)、由字町(-)(96)、 由字町(-)(26)、 (19)、由字町(-)(20)、 (6)、行波□(7)、行波□(8)、行波□(9)、行正□(1)、行正□(2)、行正□(3)、行正□(4)、横 由宇町神東一(9)、 由字町(-)83、 由字町(-64、由字町(-65、由字町(-66、 由字町(-45)、由字町(-46)、由字町(-47)、 (38)、由字町(一)(39)、 町(13)、由字町(14)、由字町(15)、由字町(16)、 町神東(-)(23)、 六呂師(18)、六呂師(19)、六呂師(10)、 (1)、六呂師(-(2)、 (51) (32) 宇町神東(28) □70、由字町□71、由字町□72、由字町□73、 宇町(-)(7)、 □(18)、由宇町神東□(19)、由宇町神東□(20)、由宇町神東□(21)、 由宇町神東(14)、 由宇町神東()(33)、 由字町(-)77、 由字町(-)(58)、 由字町(-1)、 由字町(52)、由字町(53)、由字町(54)、 六呂師()(15)、六呂師()(16)、 由宇町(33、由宇町(34、由宇町(35、由宇町(36、 由字町神東(一)38、 由字町(-)90、 山手町(-)(17)、 由宇町神東 由宇町神東()(24)、 由字町(一8)、由字町(一9)、 由字町神東()(5)、 由宇町(-)(84)、 由字町(-)27)、 (2) 由字町(40)、由字町(41)、由字町(42)、由字町(43)、 由字町(一)(21)、 由字町神東(-)29、 由字町神東(10)、 由字町北(1)、 由宇町(一78、由宇町(一79)、 由字町(-)(59)、 六呂師((3)、 由宇町千鳥ヶ丘(4) 由宇町神東(一/48)、 由字町(-)(2)、 横山 由宇町神東(15)、 由字町神東(一34)、 由字町(-)(91)、 行波(-)(1)、 (3)(-) 由宇町神東(一1)、由宇町神東(一2)、 由字町神東(-)(39)、 由字町(-)(85)、 由字町(-)28、 由字町神東(一44) 由宇町神東((6)、 六呂師一(4)、六呂師一(5)、六呂師一(6)、六呂師一(7)、 由字町神東一四次、 由宇町(-)60、 由字町(-)(22)、 由字町(-(3)、 横山(4)、横山(5)、横山(6)、横山(7)、 行波(-)(2)、 由字町北((2)、 由字町千鳥ヶ丘(一1)、 由宇町神東(一30)、 六呂師(17)、 由宇町神東(-)(11)、 由字町(-)(92)、 六呂師(-)(1)、六呂師(-)(2)、六呂師(-)(3)、六呂 由字町()(86)、 由字町(-)67)、 由宇町(148)、由宇町(149)、由宇町(150)、由宇 由字町(-)(29)、 由字町(二10)、由字町(二11)、由字町(二12)、由字 由宇町千鳥ヶ丘((5) 由宇町神東()(35)、 由字町神東(16)、由字町神東(17)、 由字町神東(-)(40)、 由字町(-)(80)、 由字町(-61、由字町(-62、 由字町()(23)、由字町()(24)、 由字町(-(4)、 行波()(3)、 由字町(-)(74)、 由宇町神東 由字町神東(-)26、 由宇町北((3)、 由字町(-)(55)、 由字町(-)(17)、 六呂師(-)(18)、 由字町神東()(7)、 由字町(-)(93)、 由宇町神東(一31)、 由字町神東(一(12)、 由宇町(-168)、由宇町(-169)、由宇 由字町(-)(30)、 由字町(-)87、 行波((4)、 由字町()(81)、 由字町千鳥ヶ丘((2)、 由宇町神東(一36)、 由字町(-)(5)、 (-) 由字町(-)56、 由宇町神東(一22)、由宇 由字町一個、由字町一 由字町(18)、由字町(1 六呂師(19)、 由字町千鳥ヶ丘()(6) 由字町神東(一年)、由字 由宇町神東((3)、 由字町(-)(37)、 由字町(-)(94)、 由字町北(4)、由字 申 由字町神東(-)27、 由字町(由字町(-)31、由字 由宇町神東(18)、 行波()(5)、 宇町神東(46) 由宇町神東〇 由宇町神東〇 由字町(-)(82)、 由字町(-63)、 由字町(-)(44)、 由字町(-)(25)、 由字町(-)(6)、 由字町(由宇町神 由宇町(-) 六呂師() 由字町神 由字町() 六呂師() (88) 行波(-) 由字 由宇

> 字町南((6)、 (10)、由宇町南(-(1)、 町西(-)(5)、 由字町中央(11)、 由宇町西 由宇町南((7)、 由字町西(-(1) 由字町南(-(2)、 ()(6)、由字町西()(7)、 由宇町南沖(1)、 由宇町西((2)、 由字町南(-(3)、 由字町西((8)、 由字町由字崎(1) 由宇町西((3) 由字町南(-(4)、 由宇町西(-9)、 由字町西(一4)、 由字町南 由宇町西(由宇 由

区域の範囲

次の図のとおり

三

急傾斜地の崩壊土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

川課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

区域の名称

谷 (5) (3) (1) (1)関戸二(3)、関戸二(4)、関戸二(5)、関戸二(6)、 砂山町(二4)、 谷二(3)、瓦谷二(4)、瓦谷二(5)、瓦谷二(6)、瓦谷二(7)、瓦谷二(8)、瓦谷二(9)、 (1)、川西二(2)、川西二(3)、川西二(4)、川西 瀬口四、小瀬口四、小瀬口四、叶木口二、叶木口四、叶木口3、 (13)、小瀬二(14)、 瀬二(6)、小瀬二(7)、小瀬二(8)、小瀬二(9)、小瀬二(10)、 (5)、大山二(6)、大山二(7)、小瀬二(1)、小瀬 品二⑴、阿品 田二(5)、多田二 木町二(1)、青木町二(2)、 (2)、入野二(1)、 相ノ谷二(1)、 装束町口 杭名((2)、 阿品((4) 守内(二)(2)、 石町(二)、 田原二 大谷二(6)、大谷二(7)、大山二(1)、大山 砂山町((5)、 (4)、装束町二(5)、新港町二(1)、砂山町二(1)、 (12)、阿品(13)、阿品(14)、阿品(15)、 入野(二)、 竹安二(1)、 守内(二)(3)、 杭名二(3)、 小瀬二(15)、 阿品二(5)、阿品二(6)、阿品 相ノ谷(二(2)、 (3) (6) 立 石町(二)(2)、 多田(二)(7)、 田 |原二(4) 青木町((3)、 入野二(3)、 竹安二2、多田 砂山町二6、砂山町二7、角二1、関戸二 守内(二(4)、 杭名二4、黒磯町二1、下二1、下二2、下二3、 小瀬二(16)、 相ノ谷(二(3)、 立石町(3) 多田(二)(8)、 近延二(1) 小瀬二(17)、 守内(二)(5)、 大谷二(1)、 入野二(4)、 相ノ谷 多田 二(1)、多田 (5)、川西 (2)、小瀬 (T) (7)、阿品 近延二(2) 関戸((7)、 立石町二(4)、 (<u>9</u>) (2)装束町(二1)、 岩国(二)(1)、 小瀬二(18)、 大谷二(2)、 $(\stackrel{\square}{-})$ (2)(二6)、瓦谷(二1)、瓦谷(二2)、瓦 二(3)、小瀬 (8)、阿品 小瀬(二)、 大山(二)(3)、 阿 品 (16) 多田(二)(10) 通津(二)(1) 関戸((8)、 阿品((1)、阿品((2)、 立石町 砂山町((2)、 多田 小瀬 大谷二(3)、 岩国(二)(2)、 装束町二(2)、 (19) (3) (9) 通津 叶木二(4)、 伊房(二)、 多田 関戸二9、関戸二 小瀬(二)(12)、 大山(二)(4)、 (4)(5)(1)、関戸(12) 多田 小瀬 小瀬 阿品 大谷二(4)、 上田 田原 砂山町((3) (2)(11) 装束町口 (4)、多 (20) $(\underline{-})$ 多田(二) 守内口 川西(二) 小瀬二 大山口 杭名(二) 伊 通津 (10) 大 田 小 小 青 阿

山

西(6)、由字町西(7) 東二四、由宇町神東二四、由宇町神東二四、 (18)、由宇町神東口(19)、由宇町神東口(20)、由宇町神東口(21)、 由宇町神東二年、 町神東二(9) 東二(4)、由宇町神東二(5)、 (59、由字町二(6)、由字町二(6)、由字町二(2)、由字町北二(1)、 町二53、由字町二54、 町□⑷、由宇町□⑸、由宇町□⑸、由宇町□⑸、由宇町□⑶、由宇町□⑶、由宇町□ 由字町西(11)、 □(3)、由字町北□(4)、由字町神東□(1)、由字町神東□(2)、 40、由字町二41、由字町二42、由字町二43、由字町二44、 由字町(二/29)、 由字町(二/48)、 由字町神東(二(10)、 由字町西二(2)、 由宇町神東口(15)、 由字町二55、 由宇町神東〇(6)、 由字町二49、由字町二50、由字町二51、 由字町(30)、 由宇町西二3、 由宇町神東二川、 由字町神東二(16)、 由字町()(56)、 由字町(31)、 由宇町神東二26、 由宇町神東二7、 由字町西二(4)、 由宇町神東(12)、 由字町(二57)、 由字町神東二(17)、 由字町二32、由字町二33、 由字町口45、由字町口46、 由字町神東二 由字町神東二(3)、 由字町北二(2)、 由字町西二(5) 由宇町神東二8、 由字町(二/58)、 由宇町千鳥ヶ丘(二1)、 由字町(二)(52)、 由宇町神東二(13)、 由宇町神東二 由宇町神 由宇町神 由宇町北 由字町(二) 由宇 由宇

区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種

河川課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

山口県告示第三百九十四号

する。 第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十八年十一月二十九日

口県知事 村 岡 嗣 政

Щ

区域の名称

阿品①①、阿品①①、阿品①②、阿品①③、阿品①④、阿品①⑤、阿品①6、阿品① (2)、阿品(3)、阿品(4)、 (4)、 相ノ谷(1)、相ノ谷(2)、 阿 (一) (18) 阿 (一) (19) 阿 (二) (20) 相ノ谷(-)(3)、 阿品(-)(5) 阿 (一) (21) 阿品(一)(6) 相ノ谷(-)(4)、 阿 (一) (22) 阿 田 (7) 相ノ谷((5)、 阿 (一) (23) 阿品((8) 阿品(一)(1) 伊房(1)、 阿品(-)(9) 阿品 伊

山

口

瀬(25、小瀬(26、小瀬(27)、小瀬(28)、小瀬(29)、小瀬(30)、小瀬(31)、小瀬(24)、小瀬(28)、小瀬(22)、小瀬(22)、小瀬(23)、小瀬(24)、小瀬(24)、小瀬(25) (2) (3) (—) (10)、黒磯町(-)(11)、 (一)(4)、叶木(一)(5)、 津町(1)、尾津町(2)、 (32)、小瀬(-)(33)、 青木町(-)(17)、 (9)、青木町(-)(1)、青木町(-)(1)、青木町(-)(1)、 (13)、牛野谷町(-) (12)、川西(-)(13)、川西(-)(14)、川西(-)(15)、 (2)、岩国(−(3)、岩国(−(4)、岩国(−(5)、岩国(−(6)、岩国(−(7)、岩国(−(8)、上田(−(2)、上 入野(-)8、入野(-)9、入野(-)0)、入野(-)0)、入野(-)0)、入野(-)0)、岩国(-)1、岩国(-) (7)、瓦谷(-)(8)、 (9) (-) (-) (2)(一) (7) 下 (-) (8) 野谷町((3)、 (一)(20)、瓦谷(一)(1)、 (3) 関戸 小瀬(-)(3)、 小瀬(一)(48)、 (10) 町(一) (40) 尾津町 黒磯町 青木町(伊房 (<u>-</u>) 小瀬(一) 青木町(-)24、 牛野谷町(-)9、牛野谷町(-)10、牛野谷町(-)11、 小瀬(11)、 (1) 川西(一)(6)、 青木町(18)、 (3)砂 (-) (4)、上田(-) (5)、 杭名((1)、 牛野谷町 小瀬()(49)、 小瀬()(34)、 小瀬(一)(4)、 (10) (4) (14) (5) (41) 装束町 入野(-)(2)、 守内(-)(1)、 叶木(-(6)、叶木(-(7)、 黒磯町(-)(12)、 町 (一) (2) 伊房 尾津町(二)(1)、尾津町(二)(4)、叶木(二)(1)、叶木(二)(2)、叶木(二)(3)、叶木 牛野谷町(15)、 (-) 黒磯町 瓦谷(-2)、瓦谷(-3)、瓦谷(-4)、瓦谷(-5)、 小瀬(12)、小瀬(13)、小瀬(14)、小瀬 青木町(小瀬(一)(42)、 川西(一)(7)、 大谷(-(1)、大谷(-(2)、大谷(-(3)、大谷(-(4)、 尾津町((3)、 杭名(-)(2)、 小瀬()(35)、 小瀬((5)、 青木町(19)、 小瀬(-)(50)、 (4) 砂 入野(-)(3)、 守内(-)(2)、 山町 (6) (5) 下 (一) (1) 牛野谷町(-)(5)、牛野谷町(-)(6)、 上田(一6)、上田(一7)、牛野谷町(一1)、 (<u>-</u>) 伊房((5)、 小瀬(-)(43)、 川西(一)(8) 黒磯町(-)(7)**、** 青木町(-)(6)、青木町(-)(7)、青木町(-)(8)、青木町(-) 牛野谷町(-)17)、 (3) 黒磯町(1)、 川 西 (一) (16) 尾津町((4)、 小瀬(51)、 小瀬(一)(36)、 小瀬((6)、 関戸(-)(5)、 下 (二) (2) 川西 (一) (1)、 入野(-)(4)、 青木町(-)(20)、 守内(-)(3)、 角 (一) (1) 伊房((6)、 小瀬()(44)、 新港町((2)、 青木町(-)(13)、 川西 (一) (9)、 黒磯町(8)、 (3) (一) 川西(-)(17)、川西(-)(18)、 小瀬(5)、小瀬(5)、小瀬(4)、尾 小瀬()(37)、 小瀬()(7)、 関戸(-)(6) 黒磯町○②、黒磯町○③、 川西(-2)、川西(-3)、 青木町一(1)、青木町一(2)、青木町 入野(-)(5)、 守内(-)(4)、 尾津町(-5)、尾津町(-6)、尾津町 (-) (2)青木町(-)(21)、 伊房 小瀬(一) 川西 (一) (10) 牛野谷町(12)、 新港町 下 (<u>-</u>) (4) 青木町(-)(15)、 (-)角 (一) (3) 小瀬(一)(38)、 (15)、小瀬(16)、小瀬(1 小瀬(-)(8)、 黒磯町(-)(9)、 (45) 入野(-)(6)、 (4)、小瀬(-1)、小瀬(-牛野谷町(-7)、 今津町 (3) ()(6)、大山()(7)、大 瓦谷(-)(6)、 下 (<u>-</u>) (<u>5</u>) 小瀬(一)(46)、 大谷(-)(5)、大谷(-) 川西 (一) (11)、 青木町(22)、青木 牛野谷町((2)、 青木町() 川西(一)(19)、川 小瀬(39)、小 小瀬(-)(9)、小 (4)牛野谷町() 川西 (一) (4)、 (2)黒磯町 装束町 (-) (8) 瓦谷(一) 小瀬(一) 今津 牛野谷 川 西 (一) (16)

山(-7)、寺山(-47)、 津 (一) (38) 津 (一) (23) 野(一)(4)、 島 (一) (3) 津 (一) (7) 、 延 (-) (3) ⊞ (—) (17) (30) (13)、錦見○(4)、錦見○(5)、錦見○(6)、錦見○(7)、錦見○(8)、柱島○(1)、 見((6)、錦見((7)、錦見((8)、錦見 (26)、長野(-)(27)、 野一切、長野一切、長野一口、長野 (11)、長野(-)(12)、 野(-(4)、長野(-(5)、長野(-(6)、長野(-(7)、長野(-(8)、長野(-(9)、 (19)、天尾(一(21)、天尾(一(21)、天尾(一(21)、長野(一(1)、長野(尾()(1)、天尾()(1)、天尾()(1)、天尾()(1)、天尾()(1)、 (4)、天尾(-)(5)、 (10)、近延(-)(11)、 田(二)(2)、多田 (4)、竹安(-)(5)、 通津(一) (9) 柱野()(5)、柱野()(6)、柱野(通津(一) 立石町(一1)、立石町(一3)、 関戸 $(\overline{-})$ (5)廿木(-)(5)、 柱野 (47) 通津(一) 通津(一) (16) 柱島(-)(4)、 近延(-)(4)、 (11) (31) (6) ○(8)、寺山○(9)、寺山 寺山 多田 (3)、多田 柱野 長野(-)(13)、 廿木(-) 柱野 柱島(-)(12)、 長野(-)(28)、 天尾(-)(6)、 通津(-)(17)、 竹安((6)、竹安((7)、 通津(-)(32)、 通津(一)(1)、 (20) (39) (24) (8)、通津(19)、通津 (10) 平田 土生 柱野 通津 関戸 廿木(-)(6)、 柱島(-)(5)、 (一)(1)、寺山 通津(40)、通津 近延((5)、 (6) (28) (13) (11)、多田 (—) (15) (-) (21) (25) 柱野 柱野 (4)、多田 廿木 長野(-)(14)、 天尾一7、天尾一8、 柱島(-)(13)、 錦見((1)、錦見((2)、 通津(一) 通津(-)(18)、 通津(-)(2)、 (11) 土生 柱野 柱島 通津 平田 関戸 廿木(-)(7)、 (-) (2) 寺山 近延((6)、 (14) (33) (14) (29) 立石町 (12) (-) (-) (22) 多田 (22) 柱野 (26) (_) ()(7)、柱野 (一(41)、通津 柱野 (9)、錦見 長野(-)(15)、長野(-)(16)、 □(1)、天尾(1)、天尾(1)(2)、 (10)、通津 通津 竹安(-(8)、竹安(-(9)、竹安(-(0)、多田 平田 通津 通津 柱島(14)、 平田 柱野 (-) 多田 平田 (-)(30) (15) 柱島 (19) (3) (13) (-) 長野(-)(23)、 (3)、寺山 通津 竹安(一) 廿木(-) 近延(-)(7)、 (34) (-) (7)(10) (-) (42) 多田 (1)平田 土生 錦見○(3)、錦見○(4)、 天尾一(9)、天尾一(10)、天尾 廿木 柱野 柱野 通津 通津 (6)、多田 通津 田原(一)(1)、 (8) (23) (11) (27) (1)(17) (1)(-)(--) (14) (2) (35) (20) (-) (4)(一(4)、 寺山 平田 平田 柱野(-)(24)、 柱島((8)、 廿木(-)(9)、 柱野(-)(9)、 錦見(11)、 長野(-)(24)、 天尾(-)(17)、 通津(-)(43)、 通津(-)(28)、 通津(一)(12)、 近延((8)、 竹安(-)(2) (10) (16) 多田 (<u>-</u>) 長野()(17)、長野 柱野 柱野 (-)(--) (18) 平田 廿木 通津 通津 通津 近延((1)、 (-)(2)(15) (3) (-)(2)(-) (36) (21) (--) (-)(2)、長野 (-) (5)長野 平田 廿木(一) 柱野 通津 通津 多田 平田 柱野 柱島 錦見(12)、 天尾(-)(3)、 近延 竹安(-) 長野(-)(25)、 天尾(-)(18)、 通津(-)(44)、 寺山 (8) 多田 (-) (25) 柱野 柱野 (10) (--) (19) (3) 廿木 (10) (9) 柱島(-)(2)、 錦見(-)(5)、 (29) 通津 (13) 通津 (-)通津((37)、 近延(-)(2)、 (10) (3) 由 (22) (11)、天 (<u>4</u>) 生 (6) 寺 (3) (3)(_) (16) (一) (18) 、 長 (3)、長 錦見一 廿 木 (一) 長野 天尾一 天尾(-) (1) 多 長野 通津 通 柱 柱島(一) 近延 多 通 柱 柱 錦 平 廿 柱 通 通 通 近 多 (--) (--) (-) (--) (--) (-)

山

口

藤生町一 御庄((14)、 (_) (5) 海土路町(21) (21)、御庄(-)(22)、 藤生町(一) 田 岩国町(一) 保津町(19)、保津町(10)、保津町(11)、 南岩国町(一21) (5) (15) 一鹿(一)(13)、二 (-) (41) □(16)、保津町□(18)、保津町□(19)、御庄□(1)、御庄□(2)、御庄□(3)、御庄□(4)、御庄 (3)藤生町() 保津町((3)、 保木(-)(7)、 南岩国町 南岩国町(一 海土路町 藤生町(10)、 二鹿(一)(6) 海土路町(16)、 御庄((6)、 南岩国町 南岩国町 由 平田 (-) (9) (10) 藤生町(一 (35) 藤生町一 藤生町(-(4)、 (21) 海土路町(28)、 南岩国町(27)、 平 御庄(-)(15)、 海土路町(11)、 |鹿||(14)、保木||(1)、 藤生町(-)(36)、 (29) 藤生町(-)(17)、 南岩国町山 南岩国町(-)(10)、 ○(5)、海土路町(○(6)、海土路町(○(7)、 (30) 平 田 (一) (39) 海土路町 室の 御庄(-)(23)、 南岩国町 (4) 保木(-)8、保木(-)9、 二鹿(-)(7)、 藤生町 御庄((8)、 藤生町(二11)、 (15) 保津町(-(4)、 (42)、藤生町(-) (23) 由 (46) 平田 木町 南岩国町 南岩国町((5)、南岩国町((6)、 (22) 平 海土路町(17) 藤生町(-) 室の木町 藤生町(-(5)、 南岩国町(16) 御庄((16)、 由 (40) (22) (-) 南岩国町 海土路町(29)、 (30) (--) (48) (31) 藤生町(-)(18)、 海土路町(1)、 藤生町(-)(37)、 平田(一)(40) 二鹿(-)(8)、 海土路町(一位)、海土路町(一位)、 御庄((9)、 南岩国町 由 南岩国町(-)(11)、 平田 保津町(5)、 藤生町〇 (33) 海土路町(23)、 (43、二鹿(-1)、二鹿(-2)、二鹿(-3)、二鹿(-(24) 藤生町(-)(12)、 室の木町(-7)、 (<u>-</u>) 南岩国町(-23)、 平田 (23) 御庄(-)(17)、 保木(-)(2)、 南岩国町(34)、 藤生町(-)25) 藤生町(-)(6)、 (49) (32) 室の木町 海土路町(18)、 平 田 (一) (41) 南岩国町(17) 平 保木()(10)、 藤生町 二鹿(-)(9)、 御庄((10)、 保津町(12)、保津町(14)、保津町(15)、保津 (41) 藤生町(38)、 (31) 田 南岩国町 南岩国町(1)、 平田 海土路町(-2)、海土路町(-3)、 (24) 平田 保津町(-)(6)、 保木(-)(3)、 御庄((18)、 藤生町(-) 南岩国町 南岩国町(12)、 藤生町(-)(13)、 海土路町(24)、 室の木町(-)(8) (<u>-</u>) 南岩国町(24)、 (-) (19) (54) 藤生町(-)(26)、 平 田 (一) (42) (33) 藤生町(-)(7)、 保木()(11)、 (29) 二鹿(-)(1)、二鹿(-)(1)、 南岩国町 南岩国町(-7)、 海土路町(一8)、海土路町(一9)、海 御庄(-)(11)、 由 海土路町(19)、 藤生町(-)(20)、 藤生町(二1)、 室の木町 (—) (42) 南岩国町(一 藤生町(39)、 (32) (25) 平田 御庄(一)(19)、 保木(-)(4)、 南岩国町 南岩国町(一 保津町(-7)、 藤生町(33)、 藤生町(-)(14)、 南岩国町 海土路町(14)、 平 田 (一) (43) 南岩国町 保津町(二1)、 御庄(一) 藤生町 藤生町 (35) (37) (3) 海土路町(-)26、 室の木町((9)、 南岩国町(25)、 由 (26) 平田(一) 南岩国町(-)(8)、 保木(-)(5)、 藤生町(-)(2)、 南岩国町 御庄(-)(20)、 藤生町(21)、藤生 藤生町(-)(40)、 (2)海土路町(20)、 (12) (30) 室の木町 南岩国町 (13) (-) (43) (27) 平田 保津町(18)、 藤生町(-) 藤生町(-)(15) 御庄(一) 南岩国町 南岩国町() 二 (一) (12) 海土路町〇 (36) 田 保津町一 南岩国町 海土路町 (4)、二鹿 藤生町 藤生町 南岩国町 (-) (44) (27) 御庄 平田 海土路 保木(-) 室の木 南岩国 (-) 藤生 藤生 (13) (34) (20) 南 南 平 平

東(一)(1)、 町 (一) (58) 町 (39) 町 (一) (20) 町 (一) (1) 山 (一) (2) (<u>-</u>) 町神東((6) 由字町(-)(52)、 由字町(14)、 (7)、由字町(-(8)、 町(17)、行波(11)、行波(12)、 字町北((2) 由字町(72)、 由字町(-)(33)、 26、由字町(-27)、由字町(-28)、 山手町(-)9、 六呂師(-)(15)、 神東 由字町〇 由字町 由字町神東(16) 由字町(-)(46)、 行波(-)(8)、 六呂師(-)(9)、 室の木町一 六呂師(-)(3)、 (-) (91) 虫 由字町(-21)、由字町(-22)、 由字町(-(2)、 横山(一)(3)、 門前町(3)、 由字町(-/79)、 由字町(-)(40)、 由宇町神東 室の木町(-11)、室の木町(-12)、 宇町神東 字町(一)(59)、 由字町 由字町 六呂師[6]、六呂師[77、六呂師[8]、六呂師[9]、六呂師[20、 山手町 室の木町(-23)、 由宇町 由字町 (11) 由宇町神東(-7)、 由字町北((3)、 由字町 (85)、由字町(1) (66) 由字町(-)(15)、 行波(-)(9)、 Ш 由宇町() 由字町神東(12)、 由宇町〇 由字町(-)(47)、 六呂師() 神東一 (-)(73) (53) 室の木町(17)、 六呂師((4)、 横山((4)、 手町(-)(4)、 由字町(-(3)、 門前町(-)(4)、 由宇町(-)80、 由字町(-)(61)、 由宇町神東(17) 由字町(-)(41) (92) (34) 由字町神東 (86) (67) 由字町(-)54、 由字町(-)(35)、 (9) (10) 行正(-)(1)、 山手町(二)(11、山 由字町神東((3) 由字町(-)(94)、 由字町(-)(74)、 由字町(-)(16)、 室の木町(24)、 由字町北 由字町(-)(29)、 由宇町神東 由字町(-)87、 由字町(-)(68)、 由字町(-)(48)、 由字町(-10) 六呂師(-)(11)、 横山((5)、 山手町((5)、 由宇町神東 行波()(3)、 六呂師((5)、 由字町 由字町 由字町 由字町(-)(23)、 門前町 室の木町(由字町神東(一(13)、 由字町 行正(-)(2)、 (22) (-) 由字町(-)(36)、 由字町(95)、 由字町() 由字町(-)(17)、 由宇町神東 由字町(-)75、 室の木町(-)(13)、 (81) (62) (8) (-) (4)横山((6)、 (-) (5)(--) 手町(一)(12)、 行波()(4)、 由字町(-)(30)、 由字町(-)(88)、 由字町(-)69、 持国(-)(1)、 由宇町神東 由字町(-)(49)、 由字町(-)(11) 六呂師(-)(12)、 山手町(-6)、 由宇町神東((4)、 (27) 由字町北((5)、 (18) 六呂師((6)、 行正 門前町(-)(6)、 由宇町 由宇町神東((9)、 由字町〇 (55) 由字町(-)(43)、 由字町(-)(24)、 由字町(-(5)、 由宇町(-)(82)、 室の木町(19)、 (—) (18) 横山(一) 由字町 由字町(-)(37)、 由字町(-)96) 由字町(-)(76) 由字町()(56) 由字町(-)(18)、 (3) 山手町(-)(13) 行波((5)、 神東 持国(-)(2) 由字町 由宇町 室の木町(14)、 由字町 山手町 由字町 六呂師(-)(13)、 (23) (63) 申 由字町(-)(50)、 (7)行正 神東 由宇町北〇 (—) (28) 宇町神東(由字町() 六呂師(-7)、 山手町() 由字町〇 由宇町() 由字町(由字町(由 由宇町神東((5)、 (<u>-</u>) 六呂師(一(1)、 (-) (7)宇町神東 由宇 行波((6)、 由字町 由宇町北 由字町(-)57、 由字町(38)、 由字町(-)(19) 門前町(-1)、 室の木町 (14) 由字町(-77)、 (31) (12) 山手町(-)(16)、 (89) (70) (19) 横山 由字 由字町 由字町 由字町 由宇町 (6) (83) (64) (44) (25) (6) 六呂師(山)、 山手町 由字町(-)(51)、 室の木町 由字町(一) 六呂師(一 由字町() 由字町(-) Щ |町神東| 由宇町神 由字町() 由字町() (<u>-</u>) 六呂師 行波() 宇町神 (-) 由宇 由宇 由宇 由宇 山手 由宇 由宇 由宇 (32) (71) (13) 室

几

県

町西(一)(3)、 字町南((4)、 (8)、由宇町西 宇町神東(由宇町神東()(35)、 由宇町千鳥ヶ丘(一2)、 由宇町千鳥ヶ丘(一6)、 由字町神東(一個)、 由字町西(一4)、 (30) 由宇町神東 由宇町南((5) (-) 由字町神東 由宇町西(由字町神東(一36)、 (-) (45) 由宇町千鳥ヶ丘((3)、 由字町神東(-)(41)、 由字町西((5)、 由字町南((6)、 由字町神東(-)47、 由字町中央(1)、 (31) 由字町南(二1)、 由字町神東(-)32)、 由宇町神東((37)、 由字町西((6)、 由宇町神東(一/42)、 由宇町南(-7)、 由字町西(二1)、 由宇町千鳥ヶ丘(一4) 由字町神東(48)、 由字町南((2)、 由宇町神東(一33)、 由字町神東 由宇町西(-7)、 由宇町南沖(1)(1)、 由字町 由宇町西 由字町千鳥ヶ丘〇 由宇町南(一3)、由 神東(-)(43)、由宇 (38) 由字町千鳥ヶ 由宇町神東 由宇町西((2) 由宇町神 由字町 由宇

区域の範囲

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種 急傾斜地の崩壊

報

次の図のとおり 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

Щ 課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を山 口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設

口

山

木(二)(4)、 (5)、瓦谷二(6)、 (18)、小瀬二(19)、 (2)、小瀬二(3)、 (3)、大谷二(1)、 (2)相ノ谷二(1) (4) (5) (1) (1) 入野二(1)、 阿品((4) (11)(11) 阿品 装束町二 川西(二) 小瀬 大山 (3) (12) (4)小瀬(二)(20)、 大谷(二)(2)、 阿品(5) 小瀬二(4)、 瓦谷二(7)、 入野二(2)、 (12) 相ノ谷(二(2)、 下 (二) (2) 小瀬二(13、小瀬二(14、小瀬二(15)、小瀬 川西(二)(6) 大山(二)(4)、 阿品(二)(13)、 装束町二(2)、 (3) (二) 小瀬(二)(21) 小瀬(二5)、 大谷二(3)、 阿品((6) 瓦谷((8) 入野二(3)、 相ノ谷(二(3)、 大山 阿品二(14)、阿品二(15)、阿品二(16)、伊房二(1)、 瓦谷二(1)、 装束町口(5)、 守内(二)、 (5)、大山(6)、 瓦谷二(9)、 小瀬二(22)、 小瀬((6)、 大谷二(4)、 阿品((7)、阿品((8)、 入野二(4)、 相ノ谷二(4)、 瓦谷(二)(2)、 守内(二)(2)、 砂山 小瀬(二)(23)、 小瀬二(7)、 杭名二(1)、 大谷(二(5)、 岩国(二)(2)、 瓦谷二(3)、瓦谷二(4)、瓦谷二 大山口(7、小瀬口(1)、 阿品(1) (1) 守内(二)(3)、 叶木二(1)、 小瀬((8)、 杭名((2) (16)、小瀬(17)、小瀬(17) 大谷(二(7)、 阿品((9) 青木町(二)(2)、 砂山町 阿品(二)(2) 守内(二(4)、 叶木(二)(2)、 小瀬(19)、 大山(二)(1)、 阿 (10) (2)杭名((3)、 青木町二 砂 小瀬二 伊房 Ш 叶 大 小 冏

行波□9、横山□1、

横山(二)(2)、

六呂師(二)

(1)

六呂師二

六呂師(二(3)、

六呂師二

六呂師(二(5)、

六呂師(二6)、 (12)

六呂師(二7)、

六呂師(二8)、

六呂師

(9)

(4)

字町(13) 由字町(二(5)

由字町(二(4)

由字町(二(15)

由字町(二(16)

由字町

(17)

由字町 (9)

由字町(二6)、

由字町(二7)、

由字町二8、

由字町〇

六呂師(二(3)、由宇町(二

(1)

由字町二(2)

由字町

(3)

由宇

津 (二) (14) 町(二)(8) (6)、御庄(二7)、 □(5)、保津町□(7)、御庄□(1)、御庄□(2)、御庄□(3)、 鹿二四、二鹿二四、二鹿二四、二鹿二四、二鹿二四、二鹿二四、 (2)、二鹿(二)(3)、 生町二(1)、藤生町二(2)、 (5)、平田二(6)、平田二(7)、平田二(8)、平田 木二(7)、廿木二(8)、土生二(1)、土生二(3)、平田二(1)、平田二(3)、 (23)、柱野(二)(24)、 野二(15)、柱野二(16)、柱野二(17)、柱野 (7)、柱野二(8)、 島□(4)、柱島□(5)、柱野□(2)、柱野□(3)、柱野□(4)、柱野□(5)、 野口(5)、長野口(6)、長野口(7)、 尾口(7)、天尾口(8)、天尾口(9)、天尾口(10)、天尾口(11)、天尾口(13)、 (22)、寺山〇(1)、天尾〇(1)、天尾〇(2)、天尾〇(3)、天尾〇(4)、天尾〇(5)、天尾〇(6)、天 田原二(4)、 田二(1)、多田二 (5) (3)室の木町口3、室の木町口4、室の木町口5、 土路町(二1)、 (12)、長野二(13)、 (16)、天尾二(17)、 □(6)、南岩国町□(1)、南岩国町□(2)、 多田(二) 通津二(6)、 行波(二)、 室の木町二9、 町(5) 通津二(15)、通津二(16)、通津二(17)、通津二 近延二(1)、 (1)、保木(二(2)、保木(二(3)、保津町(二(1)、保津町(二(2)、 (9) (7)海土路町(二2)、 多田 柱野(26)、廿木(11)、廿木(13)、廿木(14)、廿木(15)、廿木(16)、廿 二鹿二(4)、二鹿二(5)、 柱野二(9)、 長野二 天尾二(18)、 御庄((8)、 通津二(7)、 関戸(二) (2) 多田 行波(二)、 砂山 近延二(2)、 (14) (10) (8) 町(后)(6) 門前町(二1)、 藤生町(二)(3)、 多田 (3) 柱野二(10)、 天尾二(19)、 御庄((9)、 長野二(15)、 通津二(8)、 関戸二 海土路町(二3)、 行波(二)(3)、 多田 長野二(8)、 □(12)、立石町□(4)、田原□(1)、田原□(2)、田 砂山町二 通津□1、通津□2、 (9) 御庄 二(18)、柱野 長野二(1)、 山手町(二1)、 二鹿二6、二鹿二7、 柱野二(11)、 錦見二(1)、錦見二(4)、錦見二(5)、 通津二(9)、 関戸(二) 南岩国町(3)、 藤生町二(4)、 行波(二(4)、 (7)(<u>=</u>) (11) 多田 (19)、平田(10)、平田 長野二(9)、 海土路町(二4)、 (10) 角 室の木町口6、 (19) 柱野 (<u>=</u>) (<u>5</u>) 長野 御庄(二)(12)、 関戸 通津二(10)、 (18) (1)山手町(二)(2)、 行波(二(5)、 藤生町□5、二鹿□1、 南岩国町(15)、 (2) (12)、柱野 御庄二(4)、 柱野(二)(20)、 通津(二)(19)、 多田(二)(6)、 長野二(10)、 関戸(二) 通津(二)(3)、 竹安口(1)、竹安口(2)、多 (2)二鹿 長野 通津 海土路町(5)、 御庄(二)(13)、 室の木町口(7)、 (1) 行波(二)(6)、 山手町口(3)、 保津町二(3)、 (13) (3) (12) 二(8)、二鹿 二(11)、平田 三鹿(二)(16)、 柱野 天尾二(15)、 多田 平田二4、平田二 柱野二(22)、 関戸 御庄((5)、 長野二(11)、 通津(二)(20)、 通津(二(4)、 室の木町(二2)、 柱島 長野 御庄 柱野二(14)、 (<u>6</u>) (3) 通津二(13)、 (7)行波(二)(8)、 海土路町 (12) 藤 二(1)、柱 (<u>__</u>) (4) 原(二) (14)、海 (9) (1) 二鹿二 山手町 御庄二 柱野 天尾二 通津二 、 通津(二) 多田 保津町 柱野 長野 室の木 関 (3)柱 長 通 (\Box)

町 (二) (26) 町 (二) (45) (5) 丘 由宇町神東二四3、 町神東口(16、由宇町神東口(17、由宇町神東口(18、由宇町神東口(21、由宇町神東口(22)、 東二山、由宇町神東二四、由宇町神東二四、由宇町神東二四、 由字町北口(4)、由字町神東口(1)、由字町神東口(2)、由字町神東口(3)、 (51)、由字町(二(52)、 (32)、由字町(二(33)、 由字町(19)、 二(1)、由字町西二(1)、由字町西二(2)、 宇町□59、由宇町□60、由宇町□61、由宇町□62、由宇町北□1、由宇町北□3、 宇町二39、由宇町二40、 由字町神東二(6)、由字町神東二(8)、 由字町西(16)、 由字町二倍、由字町二行、 由宇町口27、由宇町口28、由宇町口29、由宇町口30、由宇町口31、 由字町□21、由字町□22、由字町□23、 由宇町神東二四、由宇町神東二四、由宇町神東二四、 由字町□34、由字町□35、由字町□36、由字町□37、 由字町(二/54)、 由字町西二7 由字町(二(41)、 由字町二55、由字町二56、由字町二57、 由字町(二/48)、 由字町神東二(9、由字町神東二(10)、 由字町二段、由字町二段、由字町二段、由字 由字町西二(3)、 由字町(二/49)、 由字町(二24)、 由宇町西(二4)、 由字町(50)、 由宇町神東二5、由宇 由字町二25、由字 由宇町神東□ 由宇町千鳥ヶ 由字町(二/38)、 由字町(1)(58)、 由字町西口 由宇町神 由字町口 由字町二

区域の範囲

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

次の図のとおり

П

几

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

Щ

河川課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

(四八三)大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 次の

九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業 振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十一月二十

平成二十八年十一月二十九日

口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 下関市秋根西町二丁目六の一 (仮称) コープやまぐち新下関店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

悟

ぐち生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

生活協同組合コープやま 氏 名 又 は 名 称 山口市小郡上郷九〇一の二一 住 所

岡崎

悟

几 平成二十九年七月九日 大規模小売店舗の新設をする日

Ħ. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二、三〇六平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数 八五台

駐輪場の収容台数 三〇台

 $(\overline{\underline{}})$ 荷さばき施設の面 五四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二一立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 又 は

生活協同組合コープやまぐち

 (\Box)

駐車場の自動車の出入口の数

午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

開店時刻

閉店時刻

午前八時 午後一二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年十一月八日

(四八四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

株式会社エディオン

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

所

代表者の氏名

久保 允誉

所在地

名

称

エディオン宇部店

大規模小売店舗の名称及び所在地

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

宇部市神原町二丁目六番四号

変更に係る事項の概要

変更に係る事項

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

更

前

変

更

後

株式会社デオデオ

WEST 株式会社エディオン

友則

和寿

久保

允誉

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、

山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま

平成二十八年十一月二十九日

山 口県知事 村 岡 嗣

政

株式会社エディオンWEST

株式会社デオデオ

WEST 株式会社エディオン

友則

和寿

久保

允誉

所在地 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 宇部市神原町二丁目六番四号

口

県

大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン宇部店

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目 一番一八号 所

変更に係る事項の概要

名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変 更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社デオデオ 久保 変 允誉 更 前 友則 変 和寿 更 後

几 届出年月日

平成二十八年十 月二十一日

平成十五年七月一日 変更年月日

五.

几 届出年月日

名者の代表者の氏が現模小売店舗に

平成二十八年十月二十一日

五. 変更年月日

平成二十一年十月一日

久保

允誉

代表者の氏名

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 エディオン宇部店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 宇部市神原町二丁目六番四号

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目 番一八号

変更に係る事

項

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

変

更

前

変

更

後

変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 允誉

株式会社エディオンWEST " 久保 允誉 友則 和寿

大規模小売店舗の名称及び所在地

宇部市神原町二丁目六番四号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所 久保

代表者の氏名

允誉

大規模小売店舗の名称 る 事 項 デオデオ宇部店 変 更 前 エディオン宇部店 変 更 後

平成二十八年十月二十一日

平成二十四年十月一日

(四八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エディオン山口本店

所在地

山口市平井九〇

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更に係る事項の概要

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所 代表者の氏名

名う者の代表者の氏おいて小売業を行大規模小売店舗に	者の氏名又は名別模小売店舗に	の置規 氏す模	名する者の者の方法	変更に係る事項
"	株式会社エディオンWEST			業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
友則 和寿	株式会社デオデオ	友則 和寿	株式会社デオデオ	変更前
久保 允誉	WEST 株式会社エディオン	久保 允誉	WEST 株式会社エディオン	変更後

几 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

Ŧī. 変更年月日

平成二十一年十月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 山口市平井九〇 エディオン山口本店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

 \equiv

変更に係る事項の概要

株式会社エディオン

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所 久保 允誉 代表者の氏名

几 名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変更に係る事項 届出年月日 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社エディオンWEST 久保 変 允誉 更 前 友則 変 和寿 更 後

Ŧi. 平成二十八年十月二十一日 平成二十二年四月一日 変更年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン山口本店

所在地 山口市平井九〇

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

久保

允誉

代表者の氏名

変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称 変 更 に 係 る 事 項 デオデオ山口本店 変 更 前 エディオン山口本店 変 更 後

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五. 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八六)大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

> す。 山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村

畄

嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 防府市高倉一丁目三番三二号 エディオン防府店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

久保 允誉

代表者の氏名

変更に係る事項の概要

う者の代表者の氏おいて小売業を行大規模小売店舗に	称者の氏名又は名おいて小売業を行大規模小売店舗に	者の氏名と現模小売店舗を	又は名称と現模小売店舗を	変更に係る事項
"	株式会社エディオンWEST			業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
友則 和寿	株式会社デオデオ	友則 和寿	株式会社デオデオ	変更前
久保 允誉	WEST	久保 允誉	WEST 株式会社エディオン	変更後

兀 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五. 変更年月日

平成二十一年十月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 防府市高倉一丁目三番三二号 エディオン防府店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

代表者の氏名 允誉

変更に係る事項の概要

名者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表 変更に係る事項 株式会社エディオンWEST 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 " 久保 変 允誉 更 前 友則 変 和寿 更 後

几 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

Ŧ. 変更年月日

平成二十二年四月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地 称 エディオン防府店

防府市高倉一丁目三番三二号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

久保 允誉

代表者の氏名

変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称 変 更 に 係 る 事 項 デオデオ防府店 変 更 前 エディオン防府店 変 更 後

兀 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五. 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

> 山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、

平成二十八年十一月二十九日

す。

山口県知事 村 岡

嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 エディオン岩国店

所在地

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

代表者の氏名

允誉

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

変更に係る事項の概要

名の代表者の氏おいて小売業を行お規模小売店舗に	称るの氏名又は名おいて小売業を行お規模小売店舗に	者の氏名と規模小売店舗を	は置規 名す模 称る小	変更に係る事項
*	株式会社エディオンWEST			業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
友則	株式会	友則	株式会	変
和寿	株式会社デオデオ	和寿	株式会社デオデオ	更
	デオ		デオ	前
久保	W株 E式 S会	久保	W株 E式 S会	変
允誉	WEST	允誉	WEST 株式会社エディオン	更
	イオン		イオン	後

兀 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

Ŧī. 変更年月日

平成二十一年十月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エディオン岩国店

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

次の

名

一九

所

代表者の氏名

五.

報

株式会社エディオン 変更に係る事項の概要 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

久保

允誉

		"			"	株式会社エディオンWEST	名者の代表者の氏おいて小売業を行け規模小売店舗に
	和寿	友則		允誉	久保		氏する者の代籍
後	更	変	前	更	変	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売	変更に係る事項

几 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

変更年月日

平成二十二年四月一日

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオン岩国店

県

岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

口

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所 久保 代表者の氏名

允誉

三変更に係る事項の概要

Щ

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項
オデオ岩国店	変更
	前
エディオン	変
岩国店	更
	後

几 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五. 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八八)大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村

圌

嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 エディオン柳井店

所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更に係る事項の概要

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所 久保 允誉 代表者の氏名

名者の代表者の氏大規模小売店舗に	称者の氏名又は名け、規模小売店舗に	氏す模 名る 者 表売	又は名称 大規模小売店舗を	変更に係る事項
"	株式会社エディオンWEST			業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
友則 和寿	株式会社デオデオ	友則 和寿	株式会社デオデオ	変更前
久保 允誉	WEST	久保 允誉	WEST WEST	変更後

几 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

Ŧī. 変更年月日

平成二十一年十月一日

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 エディオン柳井店

所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

所 代表者の氏名 柳井市南町五丁目一番五六号

エディオン柳井店

更 K 係

る

事 項

変

更

前

変

更

後

デオデオ柳井店

エデ

イオン柳井店

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 允誉 更 前 友則 変 久保 和寿 更 允誉 後 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供しま 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、 平成二十八年十一月二十九日 山口県知事 村 岡

株式会社エディオン

大規模小売店舗の名称及び所在地

嗣

政

株式会社エディオンWEST

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

変

久保

所在地 名 称 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号 イオンタウン周南久米A街区

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門

所

代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項
米A区画 (仮称)	変
イオンタウン	更
ン周南久	前
イオンタ	変
タウン周南久	更
南久米A街区	後

兀 届出年月日

平成二十八年十一 月十五日

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

久保

允誉

所

代表者の氏名

五. 変更年月日

平成二十八年十一月十五日

大規模小売店舗の名称及び所在地

称

イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四○街区一号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所 代表者の氏名

大門 淳

変 更 前 変 更 後

<u>=</u>

次の

変

更 に

係 る

事 項 \equiv

変更に係る事項の概要

イオンタウン株式会社

平	成28年	F11月	29日	火雨	星日		Щ		1	県		報	!		(定期])	第	2816	号	
											三		-	<u> </u>	-		五	四		
	う者の住所おいて小売業を行大規模小売店舗に				科	おおれて小売業を行おれて小売業を行	た見莫卜壱 写甫こ		名称と大規模小売店舗の	変更に係る事項	変更に係る事項	イオンタウン株式会社	(居出者の名称及 所在地 周南	/ イリ	大規模小売店舗	平成二十八年十	平成二十八年十		大規模小売店舗の名
株式会社ヨネザワ	竹村電機株式	株式会社ひた	ラッグ&ファー株式会社ツルハ	吉田 俊哉	株式会社ヨネザワ	竹村電機株式会社	株式会社ひた	ラッグ&ファ株式会社ツ		業を行う者の	の概要		称り込む	及び主所並び 南市周南都市:	ンタウン周	の名称及び折在地	一 月 七 五 日	一 月 十 五 日		名称
不 ザワ	機株式会社	かりプラス	アーマシー西日本ルハグループド		イザワ	式 会 社	かりプラス	ァーマシー西日本		7者の氏名又は名称小売店舗において小売		千葉市美浜区中瀬一	住物が、より	呂弥及び主所並びこ弋表皆の夭名周南市周南都市計画事業久米中央	南久米C街区	所在 地				米B区画 (仮称)イオンタ
									ン周南久米C区(仮称)イオン・	変更		丁目五の一		大土地区画整						イオンタウン周南久
									区ン 画タ ウ	前			所	理事業						イオンク
六丁目一番三八号熊本市中央区水前寺	一の一 周南市今宿町三丁目	四の九周南市新地町二四八	一丁目一番一〇号広島市西区井口明神	吉田 俊哉	株式会社ヨネザワ	竹村電機株式会社	株式会社ひかりプラ	ファーマシー西日本ループドラッグ&	米C街区	変更後		大門淳	代表者の氏名	こ弋長者の夭呂計画事業久米中央土地区画整理事業地内三七街区一号						イオンタウン周南久米B街区
港湾法(昭和二十	(四九一) 岩国港港	平成二十八年五	四大規模小売店舗	零平方メートル 三 大規模小売店舗	二、六一〇平方二、六一〇平方	. 在 . 地 利	名 弥 トミ 一 大規模小売店舗	S 万 二 一 ノ 丘	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	大規模小売店舗立	(四九〇) 大規模小			五 変更年月日 平成二十八年十	年月日		名者の代表者の氏表者の氏	大規模小売店舗に		

村上 六二

正

吉田

俊哉

株式会社ヨネザワ

米澤

房朝

竹村

恭典

児玉

篤

株式会社ひかりプラス

ラッグ&ファーマシー西日本株式会社ツルハグループド

竹村電機株式会社

平成二十八年十一 月十五日

平成二十八年十一月十五日 変更年月日

四九〇)大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

おり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。 人規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、 次の

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村

尚

嗣

政

名 称 大規模小売店舗の名称及び所在地 トミーズタウン新下関

所在地 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 下関市秋根西町二丁目六の一

二、六一〇平方メートル

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

平成二十八年五月三十一日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

四九一)岩国港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、岩国港

臨港交通施設計画

道路の削除

名

称

起

点

終

点

車

線

数

灘

地

四 · 五

航路の追加

港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十八年十一月二十九日

岩国港港湾管理者

山口県

山口県知事 村 岡 嗣

政

地

X

名

項

目

面

(ヘクタール)

二四

港湾計画の変更の概要

湾計画について変更した事項は、次のとおりです。 平成十二年四月二十五日山口県公告(一八四)によりその概要を公告した岩国港港 水域施設計画

灘 地 地 X 区 名 水

(メートル)

幅

(メートル) 員

地

 \overline{X}

名

項

目

面

(ヘクタール)

用

途

(<u>Fi.</u>)

土地利用計画

計画

藤

生

地

区

変更後

変更前

四 · 五

三五

口 泊地の追加

地 X X 名 水 (メートル) 面 (ヘクタール)

 (\Box) 係留施設計画

山

遵	維	地						
#	地							
	X							
変更後	変更前	項目						
"	専	専用の公共用又						
	用	の又別は						
		水						
四 · 五.	四 · ○	(メートル)						
		又バ						
		は1						
ーバ	ー バ	延ス						
バ コ ス	ー ス	長数						
"	一般	用						
	船用	途						

口 計画の削除

藤

生

地

区

変更前

埠。

頭

用

地

変更後

"

地 生 X 地 名 区 面 (ヘクタール) 交 用 通

機

能

用

地

途

藤

(六) イ その他の計画 小型船だまり計画の追加

藤 灘 新 地 生 港 地 X 地 地 X X 区 名 小型桟橋 港 湾 施 設

 $(\underline{\square})$ 土地造成計画

臨 港道路 南部港線 藤生埠頭

一般国道一八八号

小型船だまり計画の削除

口

 \Box

勝博

山

藤 地 生 区 地 X 名 泊地 港 防波堤 湾 物揚場 施 埠頭用地 設

港湾計画の縦覧の場所 山口県土木建築部港湾課

(四九二) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 下松市望町四丁目

山口市白石二丁目八番二五号



山口県公安委員会規程第六号

次のように定める。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

平成二十八年十一月二十九日

山 \Box 県 公 安 委 員 会

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程 (平成元年山口県公安委

> 料の徴収並びに立入検査及び質問」に改める。 別表第一の十三の表第三十三条第一項の項中「共命又は資本の強力」を「共命又は資

四

める。 別表第二の一の表第三十三条第一項の項中「は入剤・」を「は入剤・及び、質問」に改

附 則

この規程は、平成二十八年十二月一日から施行する。



公文書の開示の状況の公表

二十七年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、 平成

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等

	E
開示の請求又は申	開示の請求又
処	は申出の件数等
温	
洪	
汽	(単位
	件)

出の件数 噩 쉐 部分開示 # 噩 쉐 # 渔 Ш ψ 9 街

備兆 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である

実施機関別の内訳

(単位

争

2

H	К			细		
蓷	JII.	絝	絝	強	淵	
泰 盟	及		□⊳	业	燕	
9 	5	務	➾	类	#	
区 今	D		圃	器	祏	
·/·		普	些	些	部	
開示の請由ないは	出の作数中	228 (/)	/3	0	/5/ (/)	
	囲					
処	쉬	//	∞	0	()9	
選	部分開示	2//	2	0	33	
	非開示	0	0	0	0	
关	未処理	/	0	0	0	
況	か の 街	5	W	0	9	

平	平成28年11月29日 火曜日								Щ		ļ]		県		‡	R		(分	E期])		第	28	16 -	号	
					(3)	備兆		<u> </u>	公	MY A	海禁		以	迸	訓费	众	四	>	強	教	報			#			
36	洪	亩	拼	噩	開示	类	□⊳	b 方刻	响	可水面	質戸内	本国	又 用	分 働	祭祭	分分		#	樂	文 育	海灰		NÞ	 	■原	極	無
淵	>		⇒	当	14	\bigcirc		地方独立行政法	企業,	漁場管	海会區	第 区 ※	椺	椺	*	朱枚	色	椴	管理	椺		<u> </u>	計管	木建	林水	工労	康福
載	1104	>	秘	4	ンない	内は、	ᄪᆘ	政法	管理	内水面漁場管理委員 会	【漁業	魚業調	III				衆		委 員:			+	曲	涨	涶	便	#
在	华	<u> </u>	継	**	祖田	前年)		>	琳		珊	树	ИÞ	ИÞ	\dagger \tau	\d\p		NÞ.	NÞ.	ИÞ	ŊÞ.		围	뽡	뽡	兴	部
等情	亩		訷	い理由	しない理由の内訳	要末に 未	4, 947 (724)	(G)\	:0%	0	0	0	0	0	(637) (637)	0	0	0	/06	59	34	4, /74 (83)	2	2, 858 (35)	(7)6	29	(39)
紫翠	粪	機	攤	世の		.処理~																					
(第4-	(第3-	(第2-	(第/-	区分		であった	3, 746	S ₆	.58	0	0	0	0	0	(25)	0	0	0	55	36	23	3, 444/	0	2,559	6#0 (7)	26	88
力)	75)	号)	为)			800	£								()												
(468)	(/8/	(523)	(/67	部分開示		の件数で	(525)	(2)	0	0	0	0	0	0	294 (478)	0	0	0	48	/9		(45) (45)	2	(5)	∞	_	(39)
8)60	0)	(3)(2)	70	県に		がめり、	(/27)								(127)												
				#		なられる	759	_	. 0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	7	0	2	_	0	4
(/27)	0	(/ ₂₇) (/ ₂₇)	0	開小		前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である	24	0		0	0	0	0	0	7	0	0	0		0	0	/5	0	 ∞	4	0	2
				□⊳	(単位	かるる																					
(595)	(/80)	686 650)	167)	ᄪᆘ	立 件)	0	(7)	4	. 2	0	0	0	0	0	95	0	0	0	2	4	0	177	0	//3	<u>ښ</u>	2	32
						表	b,										2										
		z √ ≓	命		亚	表しま		Щ			無光		9	刑が		\rightarrow	1 7		Cu	~	, _	備兆			磁	介	強順

_					
米			磁	作	쾓
	□⊳	뢣	力	夏	強
		靊	·	~.	悉
		幾	曹	油	展
		罴	墨	ΠηĴέ	崮
		樂	麻		笳
		漕	壷	贏	亩
		穀	華	攀	粪
	<u> </u>	(第8号)	(第7号)	(第6号)	(第5号)
	(/, 9/6)	6	(167)	/93 (2/#)	(767)
	/92 (38/)	0	(/27) (/27)	2	5
	/, 784 (2, 297)	6	(294)	/95 (244)	(767)

- 「開示をしない理由の区分」欄の() 内は、山口県情報公開条例第//条の号名である。
- 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であ
- り、いずれも外数である。 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位

(半)

(/7)	の年数の年度	不服申立て又
	認	
0	俗	世界大は田田子は田田子は田田子は日本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
0	一部認容	立てに対するの申出に対す
(/2)	棄却	決定若しくは る回答
0	哲	は裁決又
	7	# 7
		커
)	5	-
	#	粉
(#) 7	þ	*
	-	₽

() 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

平成二十七年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公 口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定によ

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとお 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況 # 阊

椺

 \blacksquare

246

246

0

0

0

0 0

2 0

0 0

選 教 顭

挙

出 쎉

椴

 \blacksquare

0

0

删

 \blacksquare

0

0

0

赒

査

袠

0

0

公

,704

/8, 704

0 0 0 0

光 摦

靊

衆 $\not\vdash$ 쎉

I 빮 \square

女 斌 包 京 4K K 京

0

0 6

0

0

0

52 0

> CU 0 0

() 0 0

0 0 0 0

艞 安 \Box

Щ

dk

IIIII

出

E

0

0

0

ᄪ 徊

S6

0 0

0 0

0

報

開示の請求及び申出の件数等

開示の申出 開示の請求 開示の請求及び申出の 件数 /9, 204 噩 19, 204 £3 训 渔

部分開示

#

噩

俎

 ψ 災

9

C: 븼

7 Ш

6

Щ

洪 #

(単位

浄

0

0 ರು

0

0

6

2 実施機関別の内訳 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

出 実施機関の区分 \vdash 闄 돒 働 脈 産 絝 絝 \vdash 無 点 * 林 牃 $\Box \triangleright$ \mathbb{H} 建 ¥ 労 插 類 \Rightarrow 務 辫 産 靊 单 滔 磊 圖 些 兴 些 些 빯 些 喍 빯 開示の請 米又は申 出の件数 29 20 0 **** 噩 俎 28 20 븼 0 2 部分開示 0 0 0 0 0 0 0 出 # 噩 0 븼 0 0 0 0 0 0 0 洪 # 图 0 0 0 0 0 픮 N 災 9 街 0 0 0 0 0 0 0

□⊳	地力	公	内会对	瀬整口を	日 秦 員	A
_γ	5独	滔沧	が囲み	i 内海 浸具会	海会	田
	位代	業	並	海	第 区	朱枚
TIUI:	地方独立行政法人	管理	管理委」	区漁ぎ	漁業調整	
ᅖ	>=	本		業調	機	dk
/9,						
7, 574 (5)	()(2)	(
	- 63))))	
/9,						
(#) (#)	2/ <i>0</i>	0	0	0	0	0
()97	9	0	0	0	0	0
Cu	0	0	0	0	0	0

内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である

開示をしない理由の内訳

3 痽

単位

ヂ

(単位

半

7

6 4 0 0 0 0 0

0 0 0

0

	□⊳	######################################	作	쀼	疒	36	洴	徭	#	拼	
	搬	力	塓	亩	強	罪		1.1	烖	⇒	713
	#	·			悉	蓝	\rightarrow	[1]	£	->#-	
	緻	痼	漸	惠	戏	桓	华	琳	年	郊	(
	異	墨	胍	* 华	画	徘			琳	华	9
	等情	廃	亩	等 情	程情	畫	亷	i	畫	亩	į
	事報	情 報	鞍	報	華報	鞍	鞍	榖	報	報]
ᅖ	(第	(第9	(第8	(第7	(第6	(第5	(第4	(第3	(第2	(第/	I
	/0号)	7 (7)	号)	7号)	岁)	型)	与)	3号))号)	岁)	
395	0	W	/07	2	9	72	W	197	2	0	HITCH
5	0	0	0	0	0	2	0	W	0	0	7
4			/					2			I
400	0	Cu	107	2	9	74	ರು	200	2	0	3

- 「開示をしない理由の区分」欄の()内は、山口県個人情報保護条例第/6条の号名であ
- N 分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、 合計件数は、(1)の表の部
- 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

2

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

0 0 兀

下

<u>-</u> = =

誤

ページ

段

行

0	司工》明小》一件数	き書やら本
	罰	
0	IE	処
0	非訂正	理
0	未 処 理	洪
0	その街	況

ယ 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

0	件数	利用停止の請求の
0	利用停止	処
0	非利用停止	理
0	未処理	洪
0	~ の 毎	況

不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位

⇔ 不服申立てに対する決定又は裁決 一部認容 盐 盐 \dashv 政 ᅱ Ŧ ₩ 査

輸光 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十八年三月三十一日山口県規則第三十三号 (山口県事務委任規則の一部を改正

誤

正

山

口

不服申立ての

阳

する規則)

 -

(65)• 又はその事業の停止を命ずること。 法第百十三条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、

(単位

(半)

正

ことを命ずること。

「お第百十一条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、必要な措置をとるべき」
「法第百十一条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、必要な措置をとるべき」

(65)

又はその事業の停止を命ずること。 法第百十三条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四	ページ
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下	段
左から	左から	左 一か 一ら	左から	左 一か 五ら	左か七ら	一 五.	1 111	1 1	九	八	六	四	行
(78)•	(77)•	(76)•	(75)•	(74)•	(73)•	(72)•	(71)•	(70)•	(69)•	(68)•	(67)•	(66)•	誤
(79)	(78)°	(77)°	(76)°	(75)°	(74)°	(73)°	(72)°	(71)0	(70)°	(69)0	(68)	(67)°	Œ

平平	平成	7.28年	11月2	29日	火曜	Η	Ц	4	П		県		報	((定期)	第	§ 281	6 号	
成二十八年十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	上	"	"	"
月月 二二 十十 カカ	左から	左から	左から	左から	左 一か 〇ら	左か二ら	左 一か 四ら	左か六ら	一 七	一 五	1 = 1	111		八	六	四		左 か 一ら	左 か 三ら	左 か 五ら
-九日印刷 -九日印刷 発発	(98)•	(97)•	(96)•	(95)•	(94)•	(93)•	(92)•	(91)•	(90)•	(89)•	(88)•	(87)•	(86)•	(85)•	(84)•	(83)•	(82)•	(81)•	(80)•	(79)•
行行人所山山 —																				
口 県 知事庁	(99)0	(98)0	(97)°	(96)0	(95)°	(94)°	(93)°	(92)0	(91)0	(90)°	(89)°	(88)°	(87)°	(86)°	(85)°	(84)°	(83)°	(82)°	(81)°	(80)

(100)0